

令和 2 年 第 4 回

芦北町議会 9 月定例会会議録

開会 令和 2 年 9 月 10 日

閉会 令和 2 年 9 月 10 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

令和２年第４回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9・10	木	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 議案の委員会付託 議員派遣の派遣 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（9月10日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	4
4 説明のため出席した者の職氏名	5
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	9
第1 会議録署名議員の指名	9
第2 会期の決定について	9
第3 諸報告	10
議長諸般の報告	10
行政報告	10
第4 町長の提案理由説明	11
第5 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて	12
令和2年度芦北町一般会計補正予算（第4号）	
第6 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて	19
令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）	
第7 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて	21
令和2年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）	
第8 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて	22
令和2年度芦北町水道事業特別会計補正予算（第2号）	
第9 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて	23
令和2年度芦北町一般会計補正予算（第5号）	
第10 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて	32
令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）	
第11 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて	33
令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算 （第1号）	
第12 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて	34
令和2年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）	

第13	報告第4号	芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について	36
第14	報告第5号	水道事業における資金不足比率の報告について	37
第15	議案第48号	令和元年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	38
第16	議案第49号	令和2年度芦北町一般会計補正予算（第6号）	38
第17	議案第50号	令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	60
第18	議案第51号	令和2年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第3号）	61
第19	議案第52号	令和2年度芦北町水道事業会計補正予算（第3号）	62
第20	議案第53号	芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	63
第21	議案第54号	町道の路線認定について	64
第22	議案第55号	財産の取得について	65
第23	議案第56号	財産の取得について	67
第24	議案第57号	財産の取得について	68
第25	議員派遣の件	（一括議題＝日程第26から日程第30まで）	69
第26	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出		69
第27	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出		69
第28	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出		69
第29	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出		69
第30	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出		69
7	閉会		70

令和2年第4回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月10日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定について

第 3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第 4 町長の提案理由説明

第 5 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

第 6 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）

第 7 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）

第 8 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町水道事業特別会計補正予算（第2号）

第 9 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

第10 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）

第11 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算
（第1号）

第12 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）

第13 報告第 4 号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価結果の報告について

- 第14 報告第 5 号 水道事業における資金不足比率の報告について
第15 議案第48号 令和元年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
第16 議案第49号 令和2年度芦北町一般会計補正予算（第6号）
第17 議案第50号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
第18 議案第51号 令和2年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第3号）
第19 議案第52号 令和2年度芦北町水道事業会計補正予算（第3号）
第20 議案第53号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第21 議案第54号 町道の路線認定について
第22 議案第55号 財産の取得について
第23 議案第56号 財産の取得について
第24 議案第57号 財産の取得について
第25 議員派遣の件
（一括議題＝日程第26から日程第30まで）
第26 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
第27 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
第28 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
第29 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出
第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出
（閉 会）

2 出席議員（14人）

1番 藤 井 公 輔 君	3番 林 田 燿 宏 君
4番 坂 本 登 君	5番 宮 内 道 則 君
6番 寺 本 順 一 君	7番 古 村 逸 男 君
8番 白 坂 康 浩 君	9番 前 田 徹 一 君
10番 元 山 秀 志 君	11番 平 松 洋 一 君
12番 川 尻 成 美 君	13番 寺 本 修 一 君
15番 草 野 安 道 君	16番 宮 尾 秀 行 君

3 欠席議員（1人）

14番 岡 部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	松 本 俊 造 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	元 山 俊 治 君
住民生活課長	田 渕 耕 一 君	福 祉 課 長	内 田 照 也 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	佐 竹 貴 幸 君
商工観光課長	釜 辰 信 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	会 計 管 理 者	福 田 貴 司 君
教 育 課 長	白 坂 達 也 君	生涯学習課長	福 井 成 昭 君
コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長 崎 十三男 君	次長(課長補佐)	田 代 忍 君
--------	-----------	----------	---------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会臨時会
期 日 令和2年7月15日（水）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 財産の取得について外
- 3 熊本県町村議会議長会理事会
期 日 令和2年8月6日（木）
場 所 熊本県市町村自治会館
内 容 令和元年度決算について外
- 4 熊本県町村議会議長会要望活動
期 日 令和2年8月28日（金）
場 所 熊本県庁
内 容 令和2年7月豪雨に関する要望

令和2年9月10日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

芦町監第16号
令和2年8月11日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和2年7月31日

3 検査実施日

令和2年8月11日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	2,279,867,003 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基 金 に 関 す る 現 金	5,228,404,613 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	61,785,615 円
	計	7,570,057,231 円
水 道 事 業 会 計		336,505,744 円

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

- 1 熊本県町村議会議長会（議員研修会）
 - (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
 - (2) 派遣場所 熊本県立劇場
 - (3) 期 間 令和2年10月2日（金）
 - (4) 派遣議員 議員全員

- 2 熊本県町村議会議長会（広報研修会）
 - (1) 目 的 議会広報の活性化に資するため
 - (2) 派遣場所 菊陽町図書館ホール
 - (3) 期 間 令和2年11月12日（木）
 - (4) 派遣議員 議会広報委員会委員

- 3 熊本県町村議会議長会（常任委員会・議会運営委員長研修会）
 - (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
 - (2) 派遣場所 大津町文化ホール
 - (3) 期 間 令和2年11月17日（火）
 - (4) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

令和2年9月10日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから令和 2 年第 4 回芦北町議会定例会を開会します。

岡部君から欠席届が出ております。

会議に先立ちまして、この度の令和 2 年 7 月豪雨において犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、行方不明となられている方の一刻も早い安否確認を願い、黙禱を行いたいと思います。御協力をお願いします。

御起立ください。黙禱。

[黙 禱]

○議長（宮尾秀行君） 黙禱を終わります。御着席ください。

次に、8 月 17 日付で新しい課長が誕生しておりますので、自席より挨拶を求めます。

釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） おはようございます。

8 月 17 日付で商工観光課長を拝命しました釜です。

まずは、災害復旧・復興及びコロナ対策に微力ながら全力で立ち向かっていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（宮尾秀行君） これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第 1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 123 条の規定により、9 番 前田君及び 10 番 元山君の二人を指名します。

-----○-----

第 2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日 1 日間にしたいと思います。

[「議事進行、発言を求めます」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4 番（坂本 登君） 9 月定例会会期の決定について発言をいたします。

先の議会運営委員会で 9 月定例会の日程を本日 1 日とすることを出席者全委員の

異議なしにより了承されました。私は、傍聴席からこの様子を確認いたしました。町民はコロナウイルスの感染の拡がりの不安、また7月4日に起きた集中豪雨により、町民が経験したことのない甚大な被害を、芦北町にもたらしました。このような大きな苦難が町民に発生しているときこそ、行政は行政の立場で、議会は議会の立場で、町民の命を守り、生活を守るために、それぞれの立場で全力を尽くさなければなりません。

地方自治は、二元代表制をとっています。これは憲法93条で明確です。町長も議員も、町民からの直接選挙で選ばれます。つまり、この憲法は行政が忙しく大変であろうとも、議会は独立した機関として責任を果たし、町民の苦しみや困りごとに寄り添い、その声を届ける役割を自覚し、議員本来の仕事をしなさいという意味と理解しております。

9月定例会を本日1日とし、質問通告意思のある議員の一般質問の機会を議会自らが奪う決定をすることには到底賛成できません。議員各位におかれましては、町民を代表する代弁者の立場から、今一度、原点に返り、一般質問をはじめとする議会運営がどうあるべきかをもう一度考え直していただきたい。

以上で、9月定例会会期を本日1日とすることについての発言を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。それは議会に対する、運営に対する要望ですか。それとも、この1日に対する異議ですか。どちらですか。

○4番（坂本 登君） 異議です。ただ、もう決定していますので、討論とは違います。

○議長（宮尾秀行君） 異議ですね。

○4番（坂本 登君） はい。

○議長（宮尾秀行君） 異議がありますので、起立によって採決します。

会期を本日1日間にすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮尾秀行君） 起立多数。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会の9月定例会招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

先の9月6日から7日にかけて九州を通過した台風10号の影響を考慮し、議会日程を変更させていただきましたこと、議員各位の御理解をいただき、ありがとうございました。

さて、この度の令和2年7月豪雨においては、特に3日夜から4日昼にかけての豪雨により、球磨川流域、佐敷川流域等を中心とした多くの箇所で氾濫・決壊を引き起こし、また集中豪雨による斜面崩壊は各地に未曾有の被害を及ぼすこととなりました。まずは、この災害によりお亡くなりになられた方々、御遺族の皆様に対し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。また、未だ行方不明となられている方の1日も早い安否の確認ができますことを心よりお祈りいたします。

発災以降、国、熊本県、自衛隊をはじめ、警察、消防、消防団、ボランティアなど、多くの皆様の御支援・御協力によって、今日を迎えられておりますことに改めて御礼と感謝を申し上げます。

復旧・復興への取り組みは、今後、本格化してまいります。熊本県とも連携を図りながら、国の制度を活用する中で被災者の生活再建、生業の再建、社会資本の機能回復に精一杯取り組んでまいります。

一方、先の8月20日、本町職員の新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、2日間閉庁するにいたり、住民の皆様には御不安と御不便をおかけしましたことを重く受け止めております。改めて水俣保健所と連携を取りながら、公共施設の衛生管理と職員の健康管理をより一層徹底してまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

本定例会には、まず豪雨災害に対応するための令和2年度芦北町一般会計補正予算ほかに係る専決処分の承認8件、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告、並びに水道事業会計における資金不足比率の報告、また同会計の利益の処分及び決算に係る議案1件、令和2年度芦北町一般会計補正予算及び特別会計に係る補正予算4件、さらに条例の一部改正議案1件、並びに町道の路線認定の議案1件、財産の取得についての議案3件、合計20件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

す。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

第 5 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度芦北町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第 5、承認第 9 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

令和 2 年度芦北町一般会計補正予算（第 4 号）を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、7 月 4 日に専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認をもとめるものでございます。

今回の補正は、7 月 4 日に発生しました豪雨災害に係る応急対策分として、予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 4,089 万 3,000 円を追加し、総額を 126 億 3,225 万 2,000 円とするものでございます。

第 2 条で地方債の補正を計上しております。

それでは、歳出から御説明いたします。

予算書の 10 ページをお開きください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費です。目 16 豪雨災害対策総務費の 5,185 万 6,000 円は、豪雨災害に伴う職員人件費や住家被害認定調査に係る会計年度任用職員人件費等でございます。

節 1 報酬の 44 万円は、会計年度任用職員が時間外に災害応急対応を行ったことに対する時間外報酬でございます。

節 2 給料の 387 万 2,000 円は、罹災証明発行に必要な住家被害調査について、会計年度任用職員をフルタイムで雇用したことによる給料でございます。

節 3 職員手当等の 4,019 万 9,000 円は、会計年度任用職員の通勤手当 6 万 6,000 円、正職員の災害対応に係る時間外勤務手当 4,000 万円、会計年度任用職員期末手当 13 万 3,000 円です。

節 4 共済費の 70 万 5,000 円は、会計年度任用職員に係る社会保険料です。

節 10 需用費の 491 万 6,000 円は、災害対応分として借り上げた複写機の消耗品費 439 万 8,000 円、電話回線の増設やエアコン室外機等の修繕 51 万 8,000 円です。

節 11 役務費の 14 万円は、清掃センターで処理できない被災した書類を処分す

るための可燃物等処分手数料３万円と、災害対応のために長時間労働を強いられる職員の心身の健康を保つために相談窓口を設置するメンタルヘルス相談手数料１１万円です。

節１３使用料及び賃借料の１５８万４,０００円は、災害対応のためカラー複写機を増設したことによる複写機借上料１１８万８,０００円、被災したツクールバスの代車分のバス借上料３９万６,０００円です。

款３民生費、項１社会福祉費です。目６建設被害認定調査費の５５２万７,０００円は、住家被害調査に係る経費です。

節１３使用料及び賃借料の４９６万５,０００円及び節１７備品購入費の５６万２,０００円は、被害認定調査に必要な自動車等借上料と備品購入費です。

目７豪雨災害対策費の３７９万５,０００円は、災害ボランティアセンターの運営費に係る補助金です。

予算書は１１ページになります。

項４災害救助費です。目２豪雨災害救助費の４,５０４万５,０００円は、避難所運営や避難者支援に係る経費です。

節３職員手当等の１,５００万円は、避難所運営に係る職員の時間外勤務手当です。

節８旅費の２万２,０００円は、災害救助事務に係る旅費です。

節１０需用費の２,１５３万６,０００円は、避難所運営や災害救助法に規定されている被災者支援に係る消耗品費など４６万２,０００円、避難所への物資輸送に係る燃料費９２万２,０００円、避難所の光熱水費１,５６５万２,０００円です。

節１２委託料の２３３万４,０００円は、飲料水の給水に係る応急給水業務委託料です。

節１３使用料及び賃借料の６１５万３,０００円は、障害物の撤去に係る建設機械等借上料１３７万９,０００円、支援物資輸送に使用する自動車等借上料２２７万７,０００円、避難所に設置した仮設トイレの借上料７２万９,０００円、応急給水機械の借上料９９万円、支援物資の集積所等の借り上げに係る物資保管庫借上料７７万８,０００円です。

款４衛生費、項１保健衛生費です。目９豪雨災害廃棄物処理費の１億８,１８７万円は、災害廃棄物処理業務に係る経費です。

節１報酬の４４４万７,０００円と、節４共済費の３６万２,０００円、節８旅費の８万２,０００円は、災害廃棄物仮置場に係る会計年度任用職員に係る人件費、社会保険料、費用弁償、通勤手当です。

節１０需用費の４３１万６,０００円は、石灰の購入や仮置場運営に必要な消耗

品費、合わせて３７１万６,０００円と、災害廃棄物仮置場整理用建設機械等の燃料費６０万円です。

節１１役務費の３５３万円は、水没した個人住宅のトイレのし尿汲み取り手数料２４０万円、災害廃棄物仮置場賠償責任保険料１１３万円です。

節１２委託料の１億４,７５２万円は、災害廃棄物仮置場管理運営業務並びに災害廃棄物収集運搬に係る災害廃棄物関係委託料です。

節１３使用料及び賃借料の２,１５１万９,０００円は、災害廃棄物仮置場の整理に係る建設機械借上料６１１万９,０００円と、仮置場敷鉄板借上料１,５００万円です。

予算書は１２ページになります。

節１７備品購入費は、デジタルカメラ購入費９万４,０００円です。

目１０豪雨災害対策費の２,０６０万６,０００円は、被災した飲料水供給施設や農業集落排水施設の応急修繕等に係る経費です。

節１８負担金補助及び交付金の２,０２０万１,０００円は、被災した飲料水供給施設の復旧に係る飲料水供給施設災害復旧事業補助金です。

節２７繰出金の４０万５,０００円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

款５農林水産業費、項１農業費です。目１３豪雨災害対策費の１億２,１１５万５,０００円は、被災した農業用施設等への土砂撤去、倒木処理に係る経費です。

節１０需用費の１１５万５,０００円は、道路看板やバリケード等購入に係る消耗品です。

節１３使用料及び賃借料の１億２,０００万円は、農地農業用施設の土砂撤去、倒木処理等に係る建設機械等の借上料です。

項２林業費です。目５豪雨災害対策費の５３４万６,０００円は、林業施設の土砂撤去、倒木処理等に係る建設機械等借上料です。

款６商工費です。目７豪雨災害対策費の２５０万円は、町有温泉事業特別会計への繰出金です。

予算書は１３ページになります。

款７土木費、項２道路橋りょう費です。目５豪雨災害対策費の３,１７６万３,０００円は、道路橋梁への土砂撤去、倒木処理等に係る経費です。

節１０需用費の７２２万２,０００円は、道路看板やバリケード等購入に係る消耗品２４２万円、建設機械用燃料費４８０万２,０００円です。

節１３使用料及び賃借料２,０６９万１,０００円は、土砂撤去等に係る建設機械等借上料です。

節１５原材料費の３８５万円は、土嚢袋等の原材料でございます。

項３河川費です。目６豪雨災害対策費の６３４万４,０００円は、被災した排水機場や樋門の応急対応に係る経費です。

節１０需用費の１７７万２,０００円は、排水機場の消耗品費１０万円、燃料費５３万４,０００円、及びポンプ等修繕料１１３万８,０００円です。

節１３使用料及び賃借料の４５７万２,０００円は、排水機場の空調設備借上料６万９,０００円と、発電機借上料４５０万３,０００円です。

項６住宅費です。目３豪雨災害対策費の３,０８７万７,０００円は、被災した公営住宅の応急対応に係る経費です。

節１０需用費の２,７７５万１,０００円は、床下に溜まった泥酔の排水や清掃、消毒、昼交換等の修繕料です。

節１１役務費の２６万６,０００円は、公営住宅トイレし尿汲み取り手数料です。

節１５原材料費の２８６万２,０００円は、二次避難所用として使用予定の公営住宅の施設補修原材料です。

款８消防費です。目５豪雨災害対策費の８５０万６,０００円は、自衛隊や消防団の道路警戒活動時に使用した経費です。

節１０需用費の６１７万３,０００円は、道路警戒に必要な消耗品費３２万８,０００円、建設機械等の燃料費２７万１,０００円、防災行政無線や積載車等の修繕料５５万４,０００円です。

節１３使用料及び賃借料の１９６万３,０００円は、道路警戒に係る建設機械等借上料です。

予算書は１４ページになります。

節１５原材料費の３７万円は、土嚢用砂などの原材料です。

款９教育費、項２小学校費です。目３豪雨災害対策費の４１２万８,０００円は、小学校の応急対応に係る経費です。

節１０需用費の６万６,０００円は、土嚢袋の購入に係る消耗品費です。

節１２委託料の１５０万４,０００円は、被災校舎の清掃や消毒などの施設清掃委託料です。

節１３使用料及び賃借料の２５５万８,０００円は、校庭などの土砂撤去に係る建設機械等借上料２５０万円と、仮設トイレ借上料５万８,０００円です。

項３中学校費です。目３豪雨災害対策費の３６０万６,０００円は、中学校の応急対応に係る経費です。

節１２委託料の２１３万９,０００円は、被災校舎の清掃や消毒などの施設清掃委託料２０７万円と、プールの排水作業業務委託料６万９,０００円です。

節１３使用料及び賃借料の９６万７,０００円は、校庭などの土砂撤去に係る建設機械借上料です。

節１４工事請負の５０万円は、法面崩落応急工事費です。

項４社会教育費です。目１２豪雨災害対策費の３６万７,０００円は、被災した社協センターや図書館の応急対応に係る経費です。

節１０需用費の３３万７,０００円は、施設応急対応消耗品費１０万４,０００円、生涯学習センターの水中ポンプ修繕料２３万３,０００円です。

節１７備品購入費の３万円は、被災した図書館図書を乾燥させるための除湿器購入です。

予算書は１５ページになります。

項５保健体育費です。目５豪雨災害対策費の６９万３,０００円は、町民総合センター空調用燃料費です。

款１０災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費です。目１公共土木施設災害復旧費の１億９８０万円は、災害査定を受けるための災害調査委託料９８０万円と、道路、橋梁、河川の応急対応のための建設機械等借上料１億円です。

目２都市災害復旧費の７１０万９,０００円は、被災した湯北ポンプ場に係る経費です。

節１２委託料の２５０万円は、災害査定資料作成業務委託料です。

節１４工事請負費の４６０万９,０００円は、湯北ポンプ場修繕工事費です。

次に、歳入を御説明いたします。

予算書は８ページになります。

款１４国庫支出金、項１国庫負担金です。目３災害復旧費国庫負担金の６,９７７万４,０００円は、公共土木施設災害復旧費負担金です。

項２国庫補助金です。目３衛生費国庫補助金の８,６５６万９,０００円は、災害廃棄物処理事業費補助金です。

目８災害復旧費国庫補助金の１２５万円は、湯北ポンプ場修繕工事に係る査定設計委託費等補助金です。

款１５県支出金、項１県負担金です。目２衛生費県負担金の４,５０４万５,０００円は、避難者や被災者支援経費へ充当する災害救助費県負担金です。

款１８繰入金は、最後に説明いたします。

款２１町債です。目８災害復旧債の２億７,８００万円のうち、節１農林水産施設災害復旧債１億２０万円は、農地災害、農業用施設災害、林業用施設災害に対し、それぞれ充当するものです。

節２公共土木施設災害復旧債８,４２０万円は、公共土木施設災害、都市災害、

公営住宅災害に対し、それぞれ充当するものです。

予算書は9ページになります。

節3文教施設災害復旧債の340万円は、公立学校施設災害に充当するものです。

節4公共施設災害復旧債の250万円は、防災行政無線の復旧修繕に充当するものです。

節5災害対策債の8,770万円は、災害廃棄物処理対策に対し充当するものです。

最後に、款18繰入金、項2基金繰入金です。歳入歳出の不足額1億6,025万5,000円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

予算書4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正でございます。農地災害復旧事業から災害廃棄物処理対策事業までの9事業、合計2億7,800万円を追加するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

また、19ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上で、承認第9号の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 大変な執行部の皆さん方も御苦勞をなさっておる中に、この専決6億4,000万円強の積み上げがなされております。御苦勞なさったと思いますが、基本的な専決の考えといたしまして、7月4日の専決であって、もうすぐ予算化しなければいけないものも、後でやるものもあると思いますが、この6億4,000万円強がだいたい積み上がったのはいつ頃なのか、そして歳出の分でいつまでの日程、9月7日が開会でしたので、会期はまだ決まっとらんかったと思いますが、その頃は、いつまでを計上期間として計算してあるのか、基本的な考えとしてお聞かせいただければと思います。

また、国県の補助金・負担金というのが予測して計上されておりますが、8月28日に激甚災害となりましたが、これはどういう国県の補助負担金で計上してあるのかを教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 3点、質問であったかと思います。

その中で、まずこの7月4日の予算につきましては、発災日から1週間程度で初動活動に必要な経費等について予算措置をしたものでございます。

また、補助金につきましては、議員、今申されたとおり、8月28日に激甚災害指定がなされましたけども、この補助率につきましては通常ベースの補助率につい

て、今計上しているところであります。今、激甚災害指定がありましたけども、補助率の決定が年度末ぐらいまでずれ込むことになっておりますので、その分かった時点です、改めて予算計上し、財源充当の組み換えをやっていききたいというふうに考えているところであります。

また、発災当時から避難所の運営、あるいは被災者への支援等、職員全てが出払ってしまっておりまして、予算の積み上げというのはなかなか難しいというのは御理解いただけるものかと思えます。そういう中で、ある程度落ち着いてきた7月末ぐらいに積み上げを行いまして、専決処分を4日付で行っていったところあります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） あと1点が、要するにいつまでの期間を予算化してあるのか、専決としてある計上期間ですよ。借上料の金額の期間は9月7日までか6日までなのかということも聞きました。

そして、あと1点、地方債を発行されましたけども、いつ契約をされたんですか。されるんですか、されたんですか。地方債、2億7,800万円ありますけども。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） まず、借り上げ等の期間というような内容でありましたけども、借り上げ等につきましては、発災から年度末までを想定して借り上げをしているところあります。

また、地方債におきましては、現在、地方債の取り扱いに基づいて、こういうものが地方債の対象となるというようなことを全部拾い上げまして、予算に計上しているところでありまして、協議等につきましては、今後なされていくものと思います。日程につきましては、まだ定かではございません。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかにありませんか。前田君。

○9番（前田徹一君） 1点、質問いたします。

本当に100年に1回の豪雨災害ということで、大変な思いを職員の方々はされたと思いますけれども、土木費の中の排水機の修理と、あと湯北のポンプ場の修理がありますけれども、これは最初から壊れていたんでしょうか。例えば、稼働する前から壊れていたのか、それとも豪雨の最中とか、どんな状況だったんでしょうか。それ次第じゃ、やっぱり防げたのも防げなかったという感じを捉えますので、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

まず、ここに上がっているポンプ場の修繕料でございますが、これは今回の豪雨により被災したものでございます。

それから、湯北のポンプ場に関しましても、浸水により故障が原因しておりますので、今回の豪雨で浸水し被災したものでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 前田君。

○9番（前田徹一君） じゃあ最初から壊れとったわけじゃないんですね。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） はい。そうでございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第9号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は承認することに決定しました。

—————○—————

第6 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第6、承認第10号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、7月4日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、令和2年7月豪雨に対する緊急対応として、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,076万円を追加し、総額を3億4,953万4,000円とす

るものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

予算書の9ページをお開きください。

款1 農業集落排水事業費、項3目1 豪雨災害対策費の補正額1億1,076万円は、令和2年7月豪雨により被災し、施設の故障等が発生したため、緊急的に修繕等を行うものでございます。また、災害査定時に必要となる設計委託料を計上しています。

歳入につきましては、8ページになります。

款4 繰入金、目1 一般会計繰入金40万5,000円と、款5 町債、目2 災害復旧債2,630万円、款6 県支出金、項1目2 災害復旧費県補助金8,405万5,000円は、先ほど説明しました歳出1億1,076万円に充当するものです。

次に、予算書は4ページになります。

第2表、地方債補正について御説明いたします。農業集落排水施設災害復旧事業を追加し、限度額を2,635万円とするものです。利率や償還方法は、表に記載のとおりです。

なお、予算書10ページに地方債の現在高の見込みに関する調査を添付いたしております。

以上で、芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 農業集落場は何カ所かありますけども、何カ所の分が被災されたわけですか。

○議長（宮尾秀行君） 杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 農業集落排水事業は、中継ポンプが各施設に設置しております、43カ所のうちですね、23カ所の中継ポンプが主に浸水したという被害でございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第10号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は承認することに決定しました。

-----○-----

第7 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第7、承認第11号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 承認第11号、専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

令和2年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、7月4日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、令和2年7月豪雨に対する緊急対応として、予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、総額を1億1,550万円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

予算書の7ページをお開きください。

款1温泉運営費、項2目1豪雨災害対策費補正額250万円は、令和2年7月豪雨により被災した大野温泉センター敷地内の土砂を撤去するために、建設機械等を借り上げたものです。

歳入につきましては、6ページになります。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金250万円は、先ほど説明しました歳出に充当するものです。

以上で、芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第11号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号は承認することに決定しました。

—————○—————

第8 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第8、承認第12号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 承認第12号、専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

令和2年度芦北町水道事業特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、7月4日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、令和2年7月豪雨に対する緊急対応としまして、令和2年度芦北町水道事業会計予算第3条に定めた収益的收入額2,130万円、及び支出額5,097万1,000円を追加し、水道事業収益総額を2億9,003万7,000円、水道事業費総額を2億8,363万1,000円とするものでございます。

2ページ上段が収益的收入の収入額となっております。

款1水道事業収益、項1営業外収益の補正額2,130万円は、令和2年7月豪雨による災害復旧費の国庫補助金分です。

2ページ下段が水道事業費の支出額となっております。

款1水道事業費、項1営業費用の補正額5,097万1,000円は、災害に伴う応急復旧修繕費と災害復旧事業の業務委託費及び修繕工事等を行うものです。

3ページ、4ページが明細書となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第12号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第12号は承認することに決定しました。

—————○—————

第9 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第9、承認第13号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 承認第13号、専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

令和2年度芦北町一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、7月11日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、7月4日に発生しました豪雨災害に係る緊急対応として、予算の総額に歳入歳出それぞれ36億4,441万5,000円を追加し、総額を162億7,666万7,000円とするものでございます。

第2条で地方債の補正を計上しております。

それでは、歳出から説明申し上げます。

予算書の11ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費です。目16豪雨災害対策総務費の4,559万3,000円は、中長期派遣職員に係る経費でございます。

節3職員手当等の130万9,000円は、中長期派遣職員の通勤手当です。

節8旅費の200万円は、中長期派遣職員の赴任等に係る旅費でございます。

節11役務費の10万4,000円は、中長期派遣職員が公務で使用する自動車の共済分担金です。

節13使用料及び賃借料の645万5,000円は、自動車等借上料120万5,000円と、住宅借上料の525万円です。

節17備品購入費の72万5,000円は、中長期派遣職員用の管理備品でございます。

節１８負担金補助及び交付金の３，５００万円は、派遣元の団体に支払う負担金です。

款３民生費、項１社会福祉費です。目６建物被害認定調査費の４０５万１，０００円は、住宅被害認定調査に係る経費分です。

節１０需用費の２２８万４，０００円は、調査に必要な消耗品費１８８万１，０００円と、燃料費４０万３，０００円です。

節１２委託料の１７６万７，０００円は、熊本県不動産鑑定士協会から不動産鑑定士１人の派遣を受け、認定調査の支援を受けるための委託料です。

目７豪雨災害対策費の４８９万２，０００円は、災害ボランティアセンター運営に係る補助金です。

項２児童福祉費です。目５豪雨災害対策費の５６０万１，０００円は、被災した湯浦、芦北、両児童館の修繕料です。

予算書は１２ページです。

項４災害救助費です。目２豪雨災害救助費の７，１２９万７，０００円は、災害救助法に係る避難所運営や避難者支援に係る経費です。

節１０需用費の９５２万１，０００円は、避難所に係る食料費６３２万１，０００円、各種チラシ作成に係る印刷製本費５０万円、建設型応急住宅の共用部分電気代など光熱水費２８万円、修繕料２４２万円です。

節１１役務費の１０８万８，０００円は、災害救助事務に係る通信運搬費郵便料４７万円、建設型応急住宅の浄化槽法定検査手数料３万７，０００円、避難所の毛布等のクリーニング手数料５８万１，０００円です。

節１２委託料の１１８万８，０００円は、建設型応急住宅に係る浄化槽維持管理委託料５５万円、受水槽清掃管理委託料１９万８，０００円、除草作業業務委託料４４万円です。

節１４工事請負の５，９５０万円は、被災者住宅の応急修理工事に係る分です。

目３豪雨災害対策費の７，０８７万６，０００円は、災害弔慰金や災害者支援生活再建な資金に係る経費です。

節１０需用費の１６万２，０００円は、罹災証明発送用の封筒購入に係る消耗品費１１万８，０００円、罹災証明書用の改ざん防止用紙の印刷製本費４万４，０００円です。

節１１役務費の７１万４，０００円は、罹災証明書発送用の通信運搬費郵便料です。

節１９扶助費の３，５００万円は、被災により死亡された方の御遺族に支給する災害弔慰金です。

節 20 貸付金の 3,500 万円は、被災した住居等の再建のための災害援護資金貸付金です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費です。目 9 豪雨災害廃棄物処理費の 11 億 1,866 万 3,000 円は、災害廃棄物収集運搬処分並びに公費解体に係る経費です。

節 11 役務費の 675 万 8,000 円は、土砂混入し尿汲み取り手数料 665 万 6,000 円と、避難所仮設トイレし尿汲み取り手数料 10 万 2,000 円です。

節 12 委託料の 11 億 994 万円は、災害廃棄物の収集運搬処分に係る災害廃棄物関係委託料 8 億 182 万円と、被災した住居等の解体等に係る公費解体関係委託料 3 億 812 万円です。

予算書は 13 ページです。

節 13 使用料及び賃借料の 196 万 5,000 円は、災害廃棄物仮置場にかかる土地借上料です。

目 10 豪雨災害対策費の 248 万 8,000 円は、生活排水処理事業特別会計繰出金 104 万 3,000 円と、国民健康保険事業特別会計直診勘定繰出金 144 万 5,000 円です。

款 5 農林水産業費、項 2 林業費です。目 5 豪雨災害対策費の 29 万 7,000 円は、流失した林道起点終点標柱の建て替えに係る消耗品です。

項 3 水産業費です。目 4 豪雨災害対策費の 93 万 6,000 円は、被災した芦北町漁協の製氷機制御基板取り換えに係る水産業共同利用施設整備事業補助金です。

款 6 商工費です。目 7 豪雨災害対策費の 1,295 万 1,000 円は、被災した企業誘致施設、観光施設並びに芦北海浜総合公園の復旧に係る経費です。

節 10 需用費の 189 万 9,000 円は、旧白木小学校のポンプ及び制御盤の修繕料です。

節 12 委託料の 141 万 8,000 円は、海水浴場整地業務委託料 123 万 4,000 円と、御立岬公園の利用者通路土砂撤去等委託料 18 万 4,000 円です。

節 13 使用料及び賃借料の 81 万 1,000 円は、被災した海浜総合公園の土砂撤去に係る建設機械等借上料です。

節 27 繰出金の 882 万 3,000 円は、町有温泉事業特別会計の繰出金です。

予算書は 14 ページです。

款 7 土木費、項 3 河川費です。目 6 豪雨災害対策費の 1 億 736 万 7,000 円は、花東排水機場ポンプなどの修繕料です。

項 6 住宅費です。目 3 豪雨災害対策費の 18 万円は、建設型応急住宅の集会施設に係る光熱水費 7 万円と、修繕料 11 万円です。

款 9 教育費、項 2 小学校費です。目 3 豪雨災害対策費の 1,526 万 6,000 円

は、小学校の緊急対応に係る経費です。

節１０需用費の４８万円は、小学校の仮設空調機器用発電機の燃料費です。

節１１役務費の４万２,０００円は、佐敷小学校の仮設電話機設置に係る通信運搬費電話料です。

節１２委託料の３０５万１,０００円は、被災したＩＣＴ機器の災害復旧業務委託料です。

節１３使用料及び賃借料の７２６万円は、被災したスクールバス購入の納車までの間の児童用送迎のバス借上料です。

節１７備品購入費の４４３万３,０００円は、児童用机や椅子などの学校管理備品の購入費です。

項３中学校費です。目３豪雨災害対策費の６４５万９,０００円は、中学校の緊急対応に係る経費です。

節１０需用費の２５万７,０００円は、中学校の仮設空調機器用発電機の燃料費です。

節１２委託料の１１８万１,０００円は、被災したＩＣＴ機器の災害復旧業務委託料です。

節１３使用料及び賃借料の５０２万１,０００円は、佐敷中学校の複写機借上料９万２,０００円、被災したスクールバス購入の納車までの間の生徒用送迎のバス借上料４０万４,０００円、仮設空調機器借上料９２万５,０００円です。

予算書は１５ページです。

項４社会教育費です。目１２豪雨災害対策費の節１２委託料の９４万１,０００円は、被災した火縄銃等を歴史資料として保存するための処理委託料です。

節１４工事請負費の２００万円は、被災した武徳殿の床張替工事です。

項５保健体育費です。目５豪雨災害対策費の６９４万６,０００円は、被災した保健体育施設の緊急対応に係る経費です。

節１０需用費の１４４万６,０００円は、被災した佐敷小学校及び佐敷中学校に保管していた給食用トレーの購入費３０万４,０００円と、しろやмасカイドーム浄化槽の修繕料１１４万２,０００円です。

節１３使用料及び賃借料の５５０万円は、湯浦温泉射撃場土砂撤去に係る建設機械等借上料です。

款１０災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費です。目１農地災害復旧費の３億９,３３７万５,０００円は、被災した農地の復旧に係る経費です。

節１２委託料の３億９,１７１万１,０００円は、農地６４２カ所の測量設計業務委託料３億８,５２０万円と、農業用ハウス施設への流入土砂等撤去に係る直営施

工業務委託料６５１万１，０００円です。

節１３使用料及び賃借料の１６６万４，０００円は、設計積算システム借上料です。

目２林業用施設災害復旧費の４，２００万円は、被災した農業用施設の復旧に係る経費です。

節１２委託料の４，２００万円は、林道施設７０カ所の測量設計業務委託料です。

目３農業用施設災害復旧費の１億２，７３１万５，０００円は、被災した農業用施設の災害復旧に係る経費です。

節１２委託料の１億１，４６０万円は、農業用施設１８６カ所の測量設計業務委託料１億１，１６０万円と、芦北第一・第二ポンプ場の調査設計業務委託料３００万円です。

節１４工事請負費の１，２７１万５，０００円は、芦北第一・第二ポンプ場の災害復旧工事に係る分でございます。

予算書は１６ページです。

項２公共土木施設災害復旧費です。目１公共土木施設災害復旧費の１２億５，４５８万６，０００円は、被災した道路、橋梁、河川の復旧に係る経費です。

節１２委託料の７億５，３４０万円は、道路、橋梁、河川１，０００カ所分の測量設計業務委託料７億５，０００万円、海浜総合公園の測量設計業務委託料３４０万円です。

節１３使用料及び賃借料の５億１１８万６，０００円は、被災した道路、橋梁、河川の応急修繕に係る建設機械等借上料５億円、設計積算システム借上料１１８万６，０００円です。

目２都市災害復旧費の１億４，８５１万８，０００円は、宅地内に堆積した土砂等の撤去処分に係る経費です。

節１２委託料の１億４，８５１万８，０００円は、宅地内堆積土砂撤去発注管理業務委託料１億３，７２９万８，０００円と、撤去管理業務委託料１，１２２万円です。

項３文教施設災害復旧費です。目１公立学校災害復旧費の１億９，１８３万１，０００円は、公立小中学校の災害復旧に係る経費です。

節１０需用費の４３０万１，０００円は、佐敷小中学校の施設修繕料です。

節１２委託料の１，３５６万２，０００円は、佐敷小中学校の調査設計業務委託料６１７万円と、大野・湯浦小学校及び湯浦中学校の測量設計業務委託料７３９万２，０００円です。

節１３使用料及び賃借料の１億５４９万６，０００円は、佐敷小学校校庭土砂撤去に係る建設機械等借上料２００万円、佐敷小中学校空調機器借上料３５０万６，

〇〇〇円、佐敷小学校仮設校舎借上料 9,999 万円です。

節 14 工事請負費の 1,192 万 9,000 円は、佐敷中学校空調設備の災害復旧工事です。

節 17 備品購入費の 5,654 万 3,000 円は、スクールバス購入費 5,115 万円と、児童生徒用机・椅子などの購入に係る学校管理備品購入 539 万 3,000 円です。

目 2 社会教育施設災害復旧費の 998 万 6,000 円は、被災した佐敷城跡に係る経費です。

節 12 委託料の 798 万 6,000 円は、佐敷城跡の測量設計業務委託料です。

節 13 使用料及び賃借料の 200 万円は、佐敷城跡崩壊土砂撤去に係る建設機械等借上料です。

次に、歳入を説明いたします。

予算書は 8 ページになります。

款 10 地方交付税です。項 1 目 1 地方交付税の 3,644 万 7,000 円は、中長期派遣職員や文化財災害復旧に係る特別交付税です。

款 12 分担金及び負担金、項 1 分担金です。目 3 災害復旧費分担金の 162 万 7,000 円は、農業用ハウス施設の流入土砂撤去等に係る受益者分担金です。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金です。目 3 災害復旧費国庫負担金の 6 億 9,331 万 1,000 円は、建設機械等借上や測量設計に係る公共土木施設災害復旧費負担金 6 億 3,350 万円と、スクールバス購入などの備品購入費や学校施設の修繕等に係る公立学校施設災害復旧費負担金 5,981 万 1,000 円です。

項 2 国庫補助金です。目 3 衛生費国庫補助金の 5 億 5,933 万 2,000 円は、災害廃棄物処理事業費補助金で、災害廃棄物収集処分や公費解体に係る補助金です。

目 6 教育費国庫補助金の 563 万 2,000 円は、スクールバス借上料に係るへき地児童生徒援助費補助金で、小学校分 363 万円、中学校分 200 万 2,000 円です。

目 8 災害復旧費国庫補助金の 3 億 314 万 4,000 円は、道路、橋梁、河川の災害に係る査定設計委託費等補助金 1 億 5,000 万円、海浜総合公園に係る公共土木施設災害復旧費補助金 170 万円、宅地内堆積土砂の撤去に係る都市災害復旧事業補助金 6,864 万 8,000 円です。

節 2 の 8,279 万 6,000 円は、佐敷小中学校に係る空調機借上料及び佐敷小学校仮設校舎に係る公立学校施設災害復旧費補助金です。

予算書は 9 ページです。

款 15 県支出金、項 1 県負担金です。目 1 民生費県負担金の 1 億 4,259 万 2,

〇〇〇円は、目２からの組み替え分を含めた災害救助費負担金１億１,６３４万２,〇〇〇円と、災害弔慰金に係る負担金２,６２５万円です。

目２衛生費県負担金の４,５０４万５,００〇円の減額は、目１への組み替えです。

項２県補助金です。目４農林水産業費県補助金の３６万円は、芦北町漁協製氷機制御基盤等の修繕に係る水産基盤整備交付金です。

目６土木費県負担金の１８万円は、建設型応急住宅の集会施設に係る光熱水費、修繕料に係る県補助金です。

目９災害復旧費県補助金の２億９,３３５万９,００〇円は、農地災害復旧費県補助金１億９,５８５万６,００〇円、農業用施設災害復旧費補助金６,５５６万４,００〇円、林業用施設災害復旧費補助金２,１００万円、都市災害復旧費補助金１,０９３万９,００〇円です。

款１８繰入金は最後に説明いたします。

予算書は１０ページです。

款２１町債です。目２民生債の３,５００万円は、災害援護資金貸付事業債です。

目８災害復旧債の１５億８２０万円のうち、節１農林水産施設災害復旧債２億３,２７０万円は、農地災害、農業用施設災害、林業災害にそれぞれ充当するものです。

節２公共土木施設災害復旧債６億４,４１０万円は、公共土木施設災害、都市災害、公園施設災害に対し、それぞれ充当するものです。

節３文教施設災害復旧債６,５４０万円は、公立学校施設災害、社会教育施設災害、社会体育施設災害にそれぞれ充当するものです。

節４公共施設災害復旧債６７０万円は、民生施設災害、公共施設災害に対し、それぞれ充当するものです。

節５災害対策債５億５,９３０万円は、災害廃棄物処理対策に対し充当するものです。

最後に、款１８繰入金、項２基金繰入金です。歳入歳出の不足額１億１,０２７万６,００〇円を財政調整基金から繰り入れるものです。

予算書の４ページをお開きください。

第２表、地方債補正でございます。上段の表では、災害援護資金貸付事業から民生施設災害復旧事業までの５事業、合計５,５２０万円を追加するものでございます。

また、下段の表では、農地災害復旧事業から災害廃棄物処理対策事業までの８事業について、補正前の総額２億５,０３０万円から１４億８,８００万円増額し、１７億３,８３０万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

また、17ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上で、承認第13号の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。寺本順一君。

○6番（寺本順一君） まずはじめに、この災害の対応に対しまして、昼夜を問わず頑張ってくださいました。町長以下、職員の皆様方にその労をねぎらいたいと思います。

1点だけ、お聞きいたします。16ページの都市災害復旧、12の委託料1億4,851万8,000円、宅地内の堆積土砂撤去発注管理業務委託料1億3,729万8,000円、下段に宅地内堆積土砂等撤去管理業務委託料という表現になっております。この土砂堆積等というのはどのようなものを指すのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えいたします。

まず、宅地内に堆積した土砂を取る部分の説明でございますが、これは宅地からボランティアや個人さんで庭先まで出していただいた分を、二次災害の危険性や公衆衛生環境が悪化するなどの恐れがあるため、町で撤去を行っております。

それから、宅地内堆積土砂等撤去管理業務委託料、これの説明でございますが、これは補償コンサルタントに委託を行いまして、申請の取りまとめ、現地立ち合い、撤去工事の管理、完了確認など、土砂排除事業に係る一連の事務を委託するものでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 非常にこういう対応をやっていただきまして、町民の方々は大変喜んでおられるわけでございます。家の中の土砂排出というのが一番、被害者にとっては大変な作業であったわけでございますけれども、機械導入していただきまして、そういう排除をしたところもあるだろうし、諸々の仕事もあったようでございまして、大変このことに対しましては、私も心から感謝を申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありますか。前田君。

○9番（前田徹一君） バス借上料のことなんですけれども、小学校のバス、何台分であったのか、中学校は何台分であったのか。また、新しく買われるのは何台なのか。そして、車が損傷しておるんですけれども、車両保険等には入っておられたのかな

と。ここに収入のほうに上がってないので分かりませんが、そのへんをお聞きしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） まず、バスの借り上げのほうをお答えさせていただきたいと思います。バスの借り上げにつきましては、小学校が29人乗りが5台でございます。それから、中学校につきましては、29人乗りが2台、10人乗りが1台でございます。

それから、バスの購入につきましては、小学校が29人乗りが4台、内訳としましては佐敷小学校が3台で、湯浦小のバスが1台でございます。

中学校につきましては、佐敷中学校のバスでございまして、29人乗りバスが2台、それから10人乗りが1台でございます。

保険につきましては、委託業者であります運行業者のほうに保険等を経費の中からお支払いしてございますので、業者さんのほうで対応しているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） お尋ねいたします。

14ページに修繕料ということで、先ほど説明では花東のポンプ等と言われたんですかね。1億736万7,000円の修繕料が上がっております。これはポンプだと思いますが、第4号で議決をいただいた修繕については湯北が460万円ということで、結構高額でございます。だから、この花東ポンプだけなのか、あるいはほかのポンプ室もあるのか。あるいは、この1億736万7,000円のどのような修繕なのか。被害程度がこれで見ると、相当やられたんだろうというふうに推測をいたしますが、せっかくポンプというのはこういうときのために実際やっておりますが、実は私の地区でも、実はポンプが小田浦地区でも停止をしておったようでございますが、そこも含まれているのかどうかよく分かりませんが、花東ポンプだけなのか、ほかのポンプ場も含んだ積算なのか、具体的にもう少し説明をお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

ポンプの修繕でございますけれども、花東ポンプ場以外にも、小田浦の排水機場、それから白岩排水機場の可搬ポンプの修繕、それから白岩樋門の修繕等が入っております。中身につきましては、可搬ポンプは2台、浸水により故障しましたので2台修繕いたします。花東ポンプ場に関しましては、電気設備、発電機、またポンプ自体も故障したため修繕をいたします。それから、小田浦排水機場につきましては、

浸水により発電機、電気設備等が故障いたしましたので、修繕を行う予定でございます。白岩の樋門につきましても、チェーンブロックを修繕いたします。また、ポンプ場につきましては、今、仮の保守はもう完了しておりますので、全て稼働するようにはなっております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第13号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第13号は承認することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。議場の時計で11時30分より再開をいたします。

—————○—————

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

—————○—————

第10 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第10、承認第14号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） 承認第14号、専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、7月11日に専決処分いたしましたので、同条第3

項の規定により、これを議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、令和2年7月豪雨に対する緊急対応として、直営診療施設勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ144万5,000円を追加し、総額を2,600万円とするものでございます。

歳出が御説明申し上げます。

7ページになります。

款1総務費、項1施設管理費、目2豪雨災害対策費の144万5,000円は、被災に伴い診療所での診察ができなくなったことから、吉尾地区から町内の医療機関まで受診者を送迎するために要する経費でございます。

歳入につきましては、6ページになります。

款4繰入金の144万5,000円は、ただいま御説明いたしました歳出に係る一般会計からの繰入金でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第14号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第14号は承認することに決定しました。

—————○—————

第11 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第11、承認第15号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 承認第15号、専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

令和２年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、７月１１日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により、これを議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、令和２年７月豪雨に対する緊急対応としまして、予算の総額に歳入歳出それぞれ１０４万３,０００円を追加し、総額を５,９０４万３,０００円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

予算書の７ページをお開きください。

款２維持管理費、項２目１豪雨災害対策費の補正額１０４万３,０００円は、令和２年７月豪雨により市町村設置型浄化槽のブローワー等が故障したため修繕を行うものでございます。

歳入につきましては６ページになります。

款２繰入金、項１目１一般会計繰入金１０４万３,０００円は、先ほど説明しました歳出に充当するものでございます。

以上で、芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第１５号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第１５号は承認することに決定しました。

—————○—————

第１２ 承認第１６号 専決処分の承認を求めることについて

令和２年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第１２、承認第１６号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 承認第16号、専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

令和2年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、7月11日に専決処分していただきました。同条第3項の規定により、これを議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、令和2年7月豪雨に対する緊急対応として、予算の総額に歳入歳出それぞれ882万3,000円を追加し、総額を1億2,432万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

予算書の7ページをお願いします。

款1温泉運営費、項2目1豪雨災害対策費の補正額882万3,000円は、令和2年7月豪雨により被災した湯浦温泉センターなどの修繕等に要する経費、並びに公用車が被災したことに伴い、新たに自動車をリースすることに係る費用です。

歳入につきましては6ページになります。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金882万3,000円は、先ほど説明いたしました歳出に充当するものです。

以上で、芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 湯浦温泉センターの修理、被害状況というか、修理内容、それと現在営業をやっていないと思うんですが、いつ再開するのか、見通しが立っていればお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 被害状況は、約90センチの高さまで浸水したため、ボイラー、泉源ポンプ、浄化槽ポンプ、空調機の外機、給湯器が故障しております。また、それが交換、修繕が必要となっております。修繕可能な室外機等は修繕いたしました。ボイラーやポンプ等は一度水に浸かると交換が必要になるため、今、応急処置をしているところでございます。9月15日に全ての交換等が完了する見込みです。現在のところ、翌日の16日から営業を開始する予定です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第16号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第16号は承認することに決定しました。

-----○-----

第13 報告第4号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（宮尾秀行君） 日程第13、報告第4号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本件について、報告を求めます。白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 報告第4号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について、御説明申し上げます。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、公表することになっております。

教育委員会におきましても、令和元年度分の報告書を作成いたしましたので、今回議会に報告するものでございます。

この評価につきましては、教育委員会事務局におきまして、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の5項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会議において評価を行っております。

配付しております報告書の1ページ、2ページに事業ごとの評価結果をまとめております。評価結果につきましては、A B C Dの4段階で行っております。全55事業中、A評価が36事業、65.5%、B評価が19事業、34.5%、C及びDの評価はございませんでした。

各事業の概要、事務局の評価並びに学識経験者の意見を踏まえた上での教育委員会の評価につきましては、3ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 質疑じゃありませんけども、最初、報告書をやられて、差し

替えて誤りがあると言われたので、その誤りはどこか最初言わんと分かりませんよ、数字では。最初、冒頭言わないと。どこですか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 5ページをお開きいただきたいと思います。

事業の成果と課題のところに、下段のところに予算額内訳と数字がございますけれども、その数字に誤りがありましたので、今回、差し替えをさせていただいております。

なお、19ページでございますが、文言のほうに訂正する前の様式になっておりましたので、その誤りに気づき、今回2ページ分の差し替えをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これで、報告第4号を終わります。

—————○—————

第14 報告第5号 水道事業における資金不足比率の報告について

○議長（宮尾秀行君） 日程第14、報告第5号「水道事業における資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について、報告を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 報告第5号、水道事業における資金不足比率の報告について、御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見書を別紙のとおり付して、今回報告するものでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

資金不足比率についてですが、これは公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかを表すものです。算定方法は、事業の規模に対する資金不足の比率でございますけれども、水道事業会計は資金不足を生じておりませんので、数値は出てまいりません。今後も引き続き、健全財政を堅持しながら、各種事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第5号を終わります。

—————○—————

第15 議案第48号 令和元年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第15、議案第48号「令和元年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

議案第48号は、先の議会運営委員会で委員会付託とし、閉会中の継続審査とする旨の答申があります。したがって、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は説明を省略することに決定しました。

これから議案第48号に対し、質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がありますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、建設経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

建設経済常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を次期議会において常任委員長から報告願います。

—————○—————

第16 議案第49号 令和2年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第16、議案第49号「令和2年度芦北町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第49号、令和2年度芦北町一般会計補正予算（第6号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ37億3,440万円を追加し、総額を200億1,106万7,000円とするものでございます。

第2条で地方債の補正を計上しております。

また、第3条で一時借入金の最高額に12億円を追加し、借入れの最高額を20億円としたところでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

予算書の12ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費です。目1一般管理費の107万4,000円は、本庁舎と田浦支所に設置する体温検知カメラ2台分でございます。

目2広報費の50万9,000円は、まちだよりの号外発行に係る印刷製本費です。

目12防犯対策費の113万円は、防犯カメラ設置支援事業補助金を増額補正するものです。

目14諸費の177万1,000円は、法人町民税の予定申告で納付された法人税割額が、確定申告において還付が予想されることから、増額補正をするものであります。

目16豪雨災害対策総務費の1億7,974万2,000円は、災害義援金配分委員会委員報酬や中長期派遣職員に係る経費、被災したパソコン購入費などの経費でございます。

節1報酬の4万5,000円は、災害義援金配分委員会委員の3人分の報酬でございます。

節3職員手当の9,645万8,000円は、中長期派遣職員に係る通勤手当117万9,000円、中長期派遣職員を含む職員の時間外勤務手当7,928万7,000円、中長期派遣職員に係る災害派遣手当1,599万2,000円です。

節8旅費の180万7,000円は、災害義援金配分委員会委員の費用弁償7,000円と、中長期派遣職員の赴任勤務手当180万円です。

節10需用費の638万8,000円は、水没した電算機器に係る消耗品費22万6,000円、公用車燃料費59万円、工事請負等契約書の増刷に係る印刷製本費23万8,000円、旧芦北消防署事務室を不足する事務室として使用するための光熱水費37万9,000円、公用車等の修繕料495万5,000円です。

節11役務費の98万円は、通信運搬郵便料40万4,000円、寄贈された大型バスの車両名義変更等手数料13万8,000円、罹災証明事務に必要なソフト

ウェアライセンス更新手数料29万1,000円、水没し使用不能となって公用車の廃車手数料1万3,000円、自動車損害共済分担金11万2,000円。

予算書は13ページです。

自動車損害保険料2万2,000円です。

節12委託料の70万1,000円は、水没した電算機器に係るネットワーク機器取替業務委託料61万3,000円、浸水被害により佐敷中学校事務室を移したことによるLAN配線業務委託料8万8,000円です。

節13使用料及び賃借料の611万1,000円は、中長期派遣職員の有料道路交通料44万8,000円、公用車の借上料56万8,000円、被災した公用車の代替車両として職員私用車を公務に使用しましたので、その借上料37万円、中長期派遣職員住宅借上料472万5,000円です。

節17備品購入費の1,684万4,000円は、被災したパソコン30台分の購入費878万8,000円、会議室用の備品80万5,000円、復旧・復興推進室用備品46万4,000円、水没して使用不能となった町長車の購入費678万7,000円です。

節18負担金補助及び交付金の5,040万8,000円は、中長期派遣職員人件費負担金3,150万円、熊本県派遣職員人件費負担金547万2,000円、8組合が行うテレビ共同アンテナの復旧に係るテレビ共同受信施設災害復旧事業補助金1,343万6,000円です。

目17復旧・復興推進費の260万円は、復旧・復興計画策定会議の謝金20万円、特別旅費20万円、消耗品費20万円、それと復旧・復興計画策定支援業務委託料200万円でございます。

項2徴税费、目2賦課徴収費の213万1,000円は、豪雨災害による業務の増加に対応するため、家屋評価を外部委託する固定資産家屋評価業務委託料です。

予算書は14ページです。

項3目1戸籍住民基本台帳費です。節12委託料の231万円は、戸籍法の一部改正に伴う戸籍情報システム改修委託料です。

項4選挙費です。目2町議会議員選挙費の7万1,000円は、公職選挙法の一部改正に伴う選挙用活動ビラ、証紙の印刷製本費です。

目3町長選挙費の159万7,000円は、水没した事務用品等の消耗品費30万円と、ジュラルミンケース等の選挙用備品購入費129万7,000円です。

款3民生費、項1社会福祉費です。目2障がい者福祉費の572万3,000円は、障がい者自立支援給付費等の令和元年度事業実績に伴う精算償還金です。

目6家屋被害認定調査費の349万円は、住家等の被害認定調査において熊本県

不動産鑑定士協会から不動産管理士1名の派遣を受けるための業務委託料です。

目7豪雨災害対策費の597万8,000円は、被災者の見守り、巡回、相談などを行うために社会福祉協議会に委託する地域支え合いセンター運営委託料です。

項2児童福祉費です。目1児童福祉総務費の192万8,000円は、子ども・子育て支援事業等の令和元年度事業実績に伴う精算償還金です。

目2事業措置費の174万円は、子どものための教育・保育教育費等の令和元年の実績に伴う精算償還金です。

予算書は15ページです。

目3母子福祉費の6万円は、熊本県ひとり親家庭等日常生活支援事業の令和元年度事業実績に伴う精算償還金です。

項4災害救助費です。目2豪雨災害救助費の7億6,092万6,000円は、避難所運営職員の時間外勤務手当1,692万6,000円と、被災者住宅応急修理工事7億4,400万円です。

目3豪雨災害対策費の5,129万5,000円は、災害見舞金等の事務に係る経費です。

節11役務費の62万7,000円は、災害見舞金等の口座振替手数料です。

節12委託料の261万8,000円は、災害により長期の避難を強いられている方の災害の恐れがある土地等の危険度を判定する長期避難住宅危険度判定委託料です。

節19扶助費の4,805万円は、災害により重度の障がいを負われた方への災害障がい見舞金375万円と、災害により身体及び住家に被害を受けた方に支給する災害見舞金4,430万円です。

款4衛生費、項1保健衛生費です。目1保健衛生総務費の2,161万4,000円は、水道事業会計の補助金や国庫負担金等の精算償還金に係る経費です。

節18負担金補助及び交付金の2,157万5,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される中、被災した町民の生活費負担軽減並びに事業者の事業費負担軽減を図るため、水道料金の全額免除分を補助する水道事業補助金です。

節22償還金利子及び割引料の3万9,000円は、市町村等自殺対策推進事業の令和元年度事業実績に伴う精算償還金です。

目2予防費の2,958万5,000円は、新型コロナウイルス感染症と初期症状がよく似たインフルエンザの流行を防ぐため、インフルエンザ予防接種費用を全町民無料にし、医療機関の混乱を防止するための委託料2,877万1,000円と、扶助費81万4,000円です。

目5健康増進事業費の116万8,000円は、7月13日から実施予定で準備

をしてきました結核検診を豪雨災害により延期したことから、節１０需用費、節１１役務費、節１３使用料及び賃借料をそれぞれ増額補正をするものでございます。

予算書は１６ページです。

節１７備品購入費の７万８,０００円は、集団検診時に新型コロナウイルス感染防止を図るために手指消毒器具を購入するものでございます。

節２２償還金利息及び割引料の１５万５,０００円は、健康増進事業の令和元年度事業実績に伴う精算償還金です。

目９豪雨災害廃棄物処理の１億６,９７６万９,０００円は、災害廃棄物に係る経費でございます。

節１０需用費の７１万５,０００円は、浸水家屋用の消毒を行うための石灰や消毒液を購入する消耗品費です。

節１１役務費の１０万６,０００円は、災害廃棄物仮置場仮設トイレのし尿汲み取り手数料です。

節１２委託料の６,８９４万８,０００円は、被害家屋の公費解体関係委託料です。

節１８負担金補助及び交付金の１億円は。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○１２番（川尻成美君） 議長にお願いがあります。今、説明をされていきますが、これは説明に書いてある部分を読んであるだけであって、私たちは時間を、せめて質疑の時間を、分かりやすくするためには、例えばですよ、公費解体関係委託料というのは何件なのかとか、そういうのをこの事項別説明では言っていかと、質疑をせざるを得なくなるんですよ。だけん、もう少し具体的に、大きな予算ですから、説明を、何件でどれだけで、そういうことまでやってもらわんと、ちょっと質疑の時間が多くなりますよ。議長、お願いします。

○議長（宮尾秀行君） しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前１１時５８分

再開 午後 ０時００分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 会議を再開します。

説明を続けてください。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 引き続き、説明いたします。

節１８、１６ページの目の９の１２委託料まで説明が終わったと思っております。その次から説明させていただきたいと思います。

節１８負担金補助額交付金の１億円は、建物建造物等の解体・撤去を自ら実施した被災者に対する自費解体償還補助金です。

目１０豪雨災害対策費の５００万円は、災害により流失破損したごみステーションを復旧するごみ収集所、収容器災害復旧委託料です。

項２清掃費、目２塵芥処理費の９万７,０００円は、清掃センターで雇用する会計年度任用職員が災害で業務が増大したことにより出勤日数が増え、期末手当に不足が生じる見込みであることから増額補正するものです。

款５農林水産業費、項１農業費です。目３農業振興費の節１８負担金補助及び交付金の１５０万円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農家が増加する見込みであることから、農林漁業事業継続支援金（農業分）を増額補正するものであります。

節２２償還金利子及び割引料の７８万３,０００円は、多目的機能支払交付金事業の活動期間終了に伴う精算償還金です。

予算書は１７ページです。

目１１地域資源活用総合交流促進施設管理費の１０３万４,０００円は、新型コロナウイルス感染症対策として、交流センターの更衣室に整備する紫外線空間殺菌装置取付工事です。

目１３豪雨災害対策費の節１８負担金補助及び交付金の４億６,２９６万４,０００円は、小規模の農地等の災害復旧補助金１,２５０万円、被災した農家への緊急支援資金の利子補給補助金２３万４,０００円と、補償料補助金２３万円、被災した農家の農業用機械や農機具倉庫、農業用ハウス等の再建を支援する強い農業担い手づくり総合支援交付金４億５,０００万円です。

項２林業費です。目２林業総務費の節１８負担金補助及び交付金の４３８万２,０００円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者が増加する見込みであることから、農林漁業応援給付金（林業）の４１１万円と、農林漁業応援給付金事業負担金２７万２,０００円を増額するものです。

目５豪雨災害対策費、節１３使用料及び賃借料の３２４万円は、林道の土砂撤去に係る建設機械等借上料です。

節１８負担金補助及び交付金の２４万３,０００円は、被災した林業者への緊急支援資金の利子補給補助金７万円と、補償料補助金１７万３,０００円です。

項３水産業費です。目２水産業振興費の節１８負担金補助及び交付金の４２３万円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者が増加する見込みであることから、農林漁業事業継続支援金（漁業分）を４００万円、それと農林漁業応援給付金（漁業分）を２３万円、それぞれ増額をするものでございます。

目4豪雨災害対策費の24万3,000円は、被災した漁業者への緊急支援資金の利子補給補助金7万円と、予算書は18ページです。補償料補助金17万3,000円です。

款6商工費、項1目2商工業振興費の5,500万円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が事業継続や顧客獲得に向けて行う感染拡大防止対策を支援する新しい生活様式ビジネス展開事業補助金1,000万円、コロナ禍において売上が減少する中で、豪雨災害で二重苦となっている事業者がなりわい再建を図る際のつなぎ資金や生活資金として支援するなりわい再建給付金3,000万円、同じく国の被災小規模事業者再建事業を活用して事業再建を図る事業者を支援する被災事業者再建支援金事業補助金1,500万円です。

目3観光費の4,118万2,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内飲食店等に対し、対象店舗を拡大した応援第2弾として売上増を図るための飲食店応援推進事業補助金2,100万円と、新型コロナウイルス感染症対策に係る町有温泉事業特別会計繰出金2,018万2,000円です。

目5御立岬公園費の414万7,000円は、温泉センター調理室空調機や温泉循環ポンプなどの修繕料です。

目7防災対策費の2,176万8,000円は、観光施設に係る災害復旧費です。

節10需用費の130万9,000円は、浸水被害により破損した海浜総合公園のリニューアル用ヘルメットや施設管理用工具等の購入に係る消耗品費72万5,000円、破損した扉の修繕料58万4,000円です。

節12委託料の100万円は、吉尾温泉公衆浴場浴室の堆積土砂の撤去業務委託料です。

節14工事請負費の1,298万5,000円は、御立岬公園管理用通路の災害復旧工事400万9,000円と、被災した吉尾温泉公衆浴場の休憩室建替工事897万6,000円です。

節17備品購入費の200万9,000円は、被災して故障した海浜公園のエアコンや草刈り機等の購入でございます。

節27繰出金の446万5,000円は、災害復旧に係る町有温泉事業特別会計繰出金です。

予算書は19ページです。

款7務土木費、項3河川費です。目6豪雨災害対策費の840万円は、住宅裏の土砂崩壊や生活関連施設等の災害復旧に係る小災害復旧事業費補助金です。

項6住宅費です。目3豪雨災害対策費の9万2,000円は、町営住宅のし尿汲み取り手数料です。

款８消防費です。目５豪雨災害対策費の２,５３４万３,０００円は、消防団の災害復旧活動費用や災害対策本部に係る経費です。

節７報償費の５００万円は、災害復旧の初動活動にあたった消防団に対する豪雨災害活動奨励金です。

節８旅費３００万円は、消防団の出動に係る費用弁償です。

節１０需用費の１,２７７万１,０００円は、被災した消防団の消防服や、各分団に備え付けの消防資器材一式の購入や、職員用作業服一式の購入などの消耗品費８７３万８,０００円、消防団詰所等の修繕料４０３万３,０００円です。

節１１役務費の１１５万５,０００円は、仮設トイレのし尿汲み取り手数料１４万３,０００円と、防災行政無線戸別受信機の周波数設定変更手数料１０１万２,０００円です。

節１３使用料及び賃借料の４１万８,０００円は、白石地区に設置している仮設トイレの借上料です。

節１７備品購入費の２９９万９,０００円は、消防団活動備品としてレスキューボートの購入費１２３万９,０００円と、戸別受信機等購入費１７６万円です。

予算書は２０ページです。

款９教育費、項２小学校費です。目１学校管理費の４,７８８万１,０００円のうち、消耗品費１４９万円と小学校管理備品２０９万２,０００円、目２の教育振興費の消耗品費１０１万３,０００円と、備品購入費１４０万５,０００円は、新型コロナウイルス感染症対策として、学校再開に伴う感染症対策や学校補償等の支援を行う学校保健特別対策事業として、小学校１校当たり１００万円、総額６００万円の予算措置、併せてタブレット等購入に係るＩＣＴ機器購入費４,４２９万９,０００円です。

目３豪雨災害対策費の１６９万７,０００円は、佐敷小学校の復旧経費です。

節１０需用費の５０万円は、学校施設修繕料です。

節１２委託料の１１９万７,０００円は、佐敷小学校消毒作業委託料１９万８,０００円と、仮設校舎の授業再開時にＩＣＴ機器を仮設校舎へ移設するための委託料９９万９,０００円です。

項３中学校費です。目１学校管理費の２,１３８万５,０００円のうち、消耗品費７３万円と中学校管理備品１７７万円、項２教育振興費の消耗品費５０万円は、新型コロナウイルス感染症対策として学校再開に伴う感染症対策や、学習補償等の支援を行う学校保健特別対策事業として、中学校１校当たり１００万円、総額３００万円の予算措置と、併せてタブレット等購入費に係るＩＣＴ機器購入費１,８８８万５,０００円です。

項4 社会教育費です。目4 図書館費の12万2,000円は、社会教育センターが被災し、事務所を活性化センター旧電算室に移転したことに伴い、会計年度職員の通勤に係る費用弁償2万8,000円と、図書用の未使用であったバーコード型ICタグが浸水により使用不能となったために、買い替えに係る消耗品費9万4,000円です。

目9 星野富弘美術館費の968万円は、経年劣化した空調機を換気機能に優れたものに取り換えることにより、新型コロナウイルス感染症の予防を図るための空調機器更新工事です。

予算書は21ページです。

目12 豪雨災害対策費の節11 役務費の9万6,000円は、園納会に使用する衣装のクリーニング手数料です。

節18 負担金補助及び交付金の938万1,000円は、被災した地区公民館の復旧工事や備品整備等に係る地区公民館災害復旧補助金です。

項5 保健体育費です。目2 体育施設費の節12 委託料の234万3,000円は、シロアリの被害を受けている佐敷体育館のシロアリ防除作業業務委託料です。

節14 工事請負費の103万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策とし、町民総合センター更衣室に整備する紫外線空間殺菌装置取付工事です。

目5 豪雨災害対策費の300万円は、大野運動場ほか3施設の土砂撤去に係る建設機械と借上料です。

款10 災害復旧費、項1 農林水産業費災害復旧費です。目1 農地災害復旧費の1億5,011万5,000円は、農地に係る災害復旧工事1億5,000万円と、旅費11万5,000円です。

目2 林業用施設災害復旧費の1億5,000万円は、林道施設に係る災害復旧工事です。

目3 農業用施設災害復旧費の4億5,000万円は、農道等に係る災害復旧工事分です。

予算書は22ページです。

項2 目1 公共土木施設災害復旧費4億8,331万1,000円は、道路、橋梁、河川に係る災害復旧工事4億8,000万円と、復旧に係る土地購入費と流木等の補償金、旅費に係る経費です。

目2 都市災害復旧費の900万円は、宅地内がれき混じり土砂自費撤去費に係る償還補助金です。

項3 文教施設災害復旧費、目1 学校施設作業復旧費の4億6,501万5,000円は、小中学校に係る災害工事費です。

目3 社会体育施設災害復旧費の3,870万9,000円は、社会体育施設トイレや湯浦温泉射撃場クレー放出機等の修繕料558万9,000円、屋外運動場災害復旧工事1,299万1,000円、岩崎グラウンド調整池フェンス補修工事200万円、被災した体育備品購入費1,812万9,000円です。

11 公債費です。項1目2 利子の138万1,000円は、一時借上金の借り入れの最高額を増額したことにより、利子分を増額補正するものです。

次に、歳入を説明いたします。

予算書は8ページです。

款10 地方交付税です。項1目1 地方交付税の1億1,853万4,000円は、中長期派遣職員や強い農業担い手づくり総合支援事業に係る特別交付税です。

款12 分担金及び負担金、項1 分担金です。目3 災害復旧費分担金の1,500万円は、農地災害復旧に係る受益者分担金です。

目14 国庫支出金、項1 国庫負担金です。目3 災害復旧費国庫負担金の6億9,178万5,000円は、公共土木作業復旧工事に係る負担金3億2,136万円と、小中学校災害復旧工事に係る公立学校施設作業復旧費負担金3億7,042万5,000円です。

項2 国庫補助金です。目1 総務費国庫補助金の2億1,016万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次分1,143万5,000円で、小中学校のICT機器等購入と、学校保健特別対策事業に充当するものと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分1億9,397万4,000円は、国の二次補正により交付限度額を示された3億6,585万円の一部を充当するもので、体温検知カメラや予防接種、なりわい再建給付金、飲食店応援推進事業、水道事業補助金等に充当するものです。

社会保障税番号制度システム整備費補助金231万円は、戸籍情報システム改修に係るもの、無線システム普及支援事業費等補助金244万7,000円は、テレビ共同受信施設災害復旧事業に係る補助金です。

目3 衛生費国庫補助金の8,452万7,000円は、公費解体関係委託料や自費解体償還補助金等に充当する災害廃棄物処理事業費補助金です。

目6 教育費国庫補助金の3,770万1,000円は、小学校保健特別対策事業費補助金300万円、小学校ICT機器整備に係る公立学校情報機器整備費補助金2,298万9,000円と、中学校保健特別対策事業費補助金150万円、予算書は9ページになります。中学校のICT機器整備に係る補助金1,021万2,000円です。

目8 災害復旧費国庫補助金の2,580万6,000円は、屋外運動場等の社会体

育施設災害復旧に係る文教施設災害復旧費補助金です。

款 15 県支出金、項 1 目 1 民生費県負担金の 7 億 6,373 万 8,000 円は、災害救助費負担金 7 億 6,092 万 6,000 円と、災害弔慰金負担金 281 万 2,000 円です。

項 2 県補助金です。目 2 民生費県負担金の 597 万 8,000 円は、地域支え合いセンター設置運営事業費補助金です。

目 4 農林水産業費県補助金の節 1 農業費県補助金は、強い農業担い手づくり総合支援交付金 3 億 5,000 万円と、豪雨被害緊急支援利子補給補助金と保証料補助金の農業分でそれぞれ 16 万 6,000 円と 11 万 5,000 円です。

節 2 の林業費補助金の 13 万 5,000 円は、同じく利子補給補助金と保証料補助金の林業分でございます。

節 3 水産業費補助金の 13 万 5,000 円は、同じく利子補給費補助金と保証料補助金の漁業分でございます。

目 7 消防費県補助金の 41 万 2,000 円は、レスキューボート購入に係る消防団設備整備費補助金です。

目 9 災害復旧費県補助金の 6 億 4,627 万 5,000 円は、農地災害復旧事業費補助金 1 億 2,000 万円、農業用施設災害復旧費補助金 4 億 500 万円、林業施設災害復旧費補助金 1 億 1,250 万円です。

予算書は 10 ページです。

がれき混じり土砂自費撤去に係る都市災害復旧費補助金 877 万 5,000 円です。

款 18 繰入金です。項 2 目 12 財政調整基金繰入金 2 億 8,911 万 8,000 円は、豪雨災害に充当するものでございます。

節 19 繰越金は、最後に説明いたします。

款 20 諸収入の 104 万 2,000 円は、多面的機能支払交付金事業の活動期間終了に伴う返還金です。

款 21 町債です。目 8 災害復旧債の 4 億 7,010 万円のうち、節 1 農林水産施設災害復旧債の 8,980 万円は、農地災害、農業用施設災害、林業施設災害にそれぞれ充当いたします。

節 2 公共土木施設災害復旧債の 1 億 6,040 万円は、公共土木施設災害に充当をするものであります。

節 3 文教施設災害復旧債の 1 億 1,770 万円は、公立学校施設災害、社会教育施設災害、社会体育災害にそれぞれ充当いたします。

予算書は 11 ページです。

節４公共施設災害復旧債の１，７７０万円は、防災無線並びに観光施設の復旧に係る経費に充当するものでございます。

節５災害対策債の８，４５０万円は、災害廃棄物処理対策に対し充当いたします。最後に、款１９繰越金です。

予算書は１０ページの中ほどになります。

歳入歳出の不足額２，３６６万７，０００円を前年度繰越金で充当するものでございます。

予算書５ページをお開きいただきたいと思います。

第２表で地方債補正でございます。農地災害復旧事業から災害廃棄物処理対策事業までの９事業について、補正前の総額１６億８，１２０万円から４億７，０１０万円を増額し、２１億５，１３０万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとなっております。

また、２７ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上で、一般会計補正予算（第５号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○１２番（川尻成美君） その前に休憩は宣言しなれとですか。

○議長（宮尾秀行君） この質疑が終わってからしたいと思います。

そして、今、川尻君から出ましたので、皆さんにお諮りしたいと思いますが、時間も過ぎております。ただ、この補正予算、大事な補正予算でありますので、このまま続けて会議を最後までやりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑ありませんか。川尻君。

○１２番（川尻成美君） それじゃあまず、歳出、１３ページですね。総務費の中で備品購入で町長車購入ということで、水没ということでありましたが、町長車車庫に入れてあるのが水没されたのかということがありまして、前の町長車は下取りされたのか。そして、その雑入に保険掛かっておったなら、保険料が来ると思うんですけども、入ってないが、どういうことだったのかというのがあります。そして、ほかに公用車がありますけども、財産の中で乗用車等がいろいろありますけども、どれだけ被災したのかということも含めて言ってもらえればと思います。

そして、次に、款５の農林水産業費の中で、ページ、１７ページですね。目の１３に強い農業担い手づくりに支援するのに、要するに重機とかいろんなことも含めて支援するというので４億５，０００万円ありますが、そのだいたい予測といえますか、４億５，０００万円立てられた根拠をお示しいただきたいというふうに思

います。

そして、商工費、18ページです。款6商工費で、目の2、3にあります振興費5,500万円、観光費2,100万円がありますけども、これはコロナに対して、多分いろんな国の補助とかもありますし、その点について、この店とかが申請があっているのかなのかということも含めながらですね、申請があっている状況とか、予測される状況とか、そこをお願いしたいというふうに思います。

あと、教育費の中で、小中学校費が工事費が含まれておりますね。22ページです。款10の中で目1に小学校費が2億5,981万5,000円、中学校が2億520万円という予算がありますけども、実は私、建設新聞というのを取っておりまして、そこにいち早く載っていた工事費、これは今言った中身は何なのか。そして、今後、建設新聞に載っていたのが、佐敷小学校は5億500万円の工事費が予測される。大野小学校が2,000万円、湯浦小学校が1,000万円、佐敷中学校が2,500万円、湯浦中学校が2億6,000万円ということを建設新聞ではうたっていました。これは情報提供は多分、教育委員会がされたというふうに思いますけども、この今度の予算がある別にいろいろされるんでしょうから、今度また新たな補正予算なり、どういう計画であるのか、この違いをちょっと教えてください。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　じゃあ一つずつ。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　お答えいたします。

まず、町長車の件についてでございますが、農林水産課が入ってございます建屋の1階に車庫がございまして、そちらのほうの水没をいたしまして、被災をしたということでございます。

保険につきましては、現在査定中でございますが、ほかの公用車も含めまして、査定後に、12月あるいは3月補正で計上するというところで、手続きを進めているところでございます。

それと、公用車の被害の数でございますが、20台というふうに把握をしてございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君）　強い農業担い手づくり交付金につきまして、お答えいたします。

4億5,000万円の積み上げということでございますが、事業費の9割を補助するものでございまして、農業用機械で約3億4,000万円、それと農業用倉庫で9,000万円、ハウス等で6,700万円で、約5億円の9割ということで積算

をしております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

新しい生活様式のビジネス展開事業としまして1,000万円計上しておりますが、新型コロナウイルスの感染が長引くと予想され、今でさえ非常に苦しい思いをされ、それに輪をかけて災害があったということで、非常に我々のところに相談に来られているのが今の現状でございます。それに対しまして、今後、飲食店やいろんな支障を受けた企業に対しまして、この感染防止対策を行う事業をやられた場合、その事業費の8割、上限50万円を補助するというものでございます。今やっておりますコロナ対策で、事業継続支援金を受け取った業者が158件、家賃等の固定費補助を76件、セーフティネットの補償等で来られた方が98件となっております。

それと、なりわい再建補助金でございますが、これに対しましては8月の31日より受付を行っております。これは受付場所としましては、商工観光課と商工会、そしてスカイドームで週1回、水曜日、よろず支援という形で3カ所で受付を行っております。昨日現在で105件の問い合わせ、若しくは相談が来ております。それに対しまして、町としては3,000万円の予算を付けておりますが、なりわい再建補助金の交付を受けた業者に対して、これが4分の3でございます。その4分の3出た後に、再建するまで非常に時間がかかります。生活だったり、いろいろかかってきますので、一律に20万円を用途を決めずに給付するものでございます。予測としましては、今把握しておりますのが、商工会の調査で中小企業が274事業者が被災しております。これは東海カーボンを除いております。中小企業だけで総額64億円と報告されておりますので、一応目途としましては、そのうちの国や県の補助を受ける交付決定をするのがですね、だいたい150件と予測し、予算を付けた次第でございます。

もう一つ、飲食店の応援2,100万円でございます。第1弾として、テイクアウトのみの支援をいたしました。大好評でございました。600万円の予算につきまして、99.1%の消化で、アンケートを取りましたら、全店、24店舗全店が非常に助かったと、良かったと、さらに続けてくれないかという要望がございましたので、今回要求するものでございます。今回につきましては、コロナウイルス感染防止ということで拡大したいと、ただやり方は一度経験しましたので、もっとより良く、そして広範囲にもっていきたいと考えております。店舗数を増やすのが一つです。500円のクーポン券を6枚設置、3,000円の1冊にしまして、2,

000円をお客さんからいただき、1,000円を町が負担するものでございます。それを2万冊要求し、6,000万円の経済効果が見込まれるのではないかなと考えております。あと100万円は、印刷費、広告費でございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

川尻議員からの御指摘のその建設業の新聞の数字につきましては、7月の4日に被災をいたしましたけれども、文部科学省のほうから県を通じて、7月の8日までですね、国として予算措置をする関係上、予算枠を取りたいということで、おいくらぐらい必要なのかという調査が入っております。この段階では御存じのとおり、まだ被災状況の把握がまだできてない状況でございましたので、予算に不足がないように、例えばプール等につきましても建て替えの、造り直すというような内容ですね、最大限もうこれ以上は必要ないだろうという予算の数字を上げてございます。その数字が新聞に載った数字だというふうに思っております。

今回、補正に上げさせていただいているこの復旧工事につきましては、設計業者の委託の業者さんによる見積もりといいますか、数字でございますので、これから先に新たな補正をお願いするということはないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 商工観光のほうのコロナ対策によるあれは非常にいい予算の組み方だというふうに感じます。しかし、啓発活動が大事で、しない方もいっぱいおられますので、そのほうの啓発のほうをよろしく、要望しておきます。

教育費のほうですけれども、いわゆるこれは例えばびっくりしたのが湯浦中学校はまだ見とらん、崖崩れはしておったので、崩れとったもんで、それがプールであるというのは分かったんですけど、これまで見越して要するに2億6,000万円という形をしたということで理解していいですよ。しかしながら、佐敷小学校においては、現地も常任委員会で視察もしましたが、非常に床とか木造でありますので、張り替えですので、この分がこの2億5,900万円の中に入っているというふうに理解していいでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 御指摘のとおり、2億5,981万5,000円の中に、佐敷小学校の全般の災害復旧工事が含まれているところでございます。

それでは、佐敷小学校の復旧工事につきましては、2億4,649万円ござい

ます。大野小学校の法面が崩れております。その復旧工事が489万9,000円でございます。湯浦小学校につきましては、842万6,000円でございます。それから、佐敷中でございますが、1億5,677万円でございます。それと、湯浦中学校でございます。プールの法面とですね、駐輪場の法面の2カ所ございますので、プールのほうの法面の工事のほうが4,307万5,000円でございます。それから、駐輪場のほうの復旧工事につきましては、535万5,000円を見込んでいますところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 農水課長、答弁されましたけども、受益者のほうには直接は来ないんですかね。農協通しなんですか、補助金とか、どんな感じですかね。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） この申請は、農家さんから直接、町のほうに申請を上げていただくことになります。議決いただきましたら、即、広報により周知をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 20ページ、教育費について質問いたします。

小学校でICT機器購入費4,400万円、それから中学校でも1,800万円余り、それからICT機器の、小学校ですけど、仮設校舎の移設委託料、こういうものが今補正で出るということは、本来であれば当初予算かなと思いますが、状況が状況で、コロナ禍の中で国の対策の一環として、これが出てきたのかなという推測をいたしますけども、当然、今年春先から一斉休校に子どもたちはなりました。そして、また夏休みも途中で短くなったりですね、非常に子どもたちが犠牲を若干強いられた形がありますけども、今後、我が町でも学校にコロナとかそういうのが出ないとは言い切れないわけで、それを考えると、遠隔授業とかそういうものを含めてですね、この対策が打たれるのかなと思いますけども、この機器購入のその具体的に何をどうするのか、どういう考えなのかということをお聞かせいただければと思います。また、これは備品ですから、備品扱いか財産扱いか、それもあると思いますが、それともう1点、遠隔授業とか、そういう方向で考えておられれば、当然どんどん進めていただきたいと思うんですけど、当然、学校だけの問題じゃなくて、家庭での環境問題がありますね、ICTの。そういうことも含めて、どういうふうな進め方というか、皆さんが全員ができればいいんですけども、どのような今、教育課の考え方をですね、これを導入する。ほとんど国県の補助金ですから、支出金

ですから、そういう多分コロナかなと思いますが、的外れであればですね、あれですけど、基本的なこの導入の、今補正で出される理由をお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 答弁も質疑のほうも簡潔に、両方お願いをいたします。白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 備品購入につきましては、タブレット購入を考えておるところでございます。現在、芦北町につきましては、児童生徒3人に1人、3分の1程度の今整備ができているところでございます。今回の整備を、備品購入をすることですね、1人1台のですね、タブレットを学校のほうに配備をするというふうなことになります。国のほうがですね、今年度中にもうタブレットを1人1台の体制にするようにということで方針がなされましたので、それに伴いましてですね、本町も整備をするというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 当然、タブレットはもう1人1台必要ですけど、ちょっと遅れ気味だなと私は思いますけどですね、特にコロナに関してはそういう対策は取られました。遠隔授業とか、この延長線上でですね、出てくると思うんですけど、もう高森とか、先進地の小学校・中学校ではやっていますよね。熊本市内でもやっています。全国でもどんどん出てきていますけども、芦北町もこういう状況下ですから、もうコロナが出たから全校休みとか、そういうことばかりではですね、非常に子どもたちが犠牲になりますので、そこらへんの考え方を含めて、タブレットを今導入されましたけども、今後どのような考え方をもっておられますか。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 政策的なことですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今年度中にタブレットのほうを1人1台ということで整備させていただきます。その後、やはりこれは家庭とのリモートのことも当然考えていかななくてはいけないと思っております。

今年度当初、家庭の状況、通信環境状況あたりを調べさせていただいております。その中では、小学校につきましては80%が可能と、中学校につきましては約90%が可能のところになってきております。それじゃあその後の残りをどうするかというところがございますけれども、これは当然、今後検討しながら、町としてどういう補助ができるのかというところを検討してまいりたいと思っております。

また、リモートにつきましては、学校側との連携を取りながら、非常にスムーズなところで今来ておりまして、ただこの水害とかコロナ禍の状況がありまして、今

少し停滞しているところがございますけども、これが落ち着いたところで、また2学期から積極的に推進を図っていきたいというところで今考えているところがございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかにありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 予算書の15ページ、節14工事請負費7億4,400万円、被災者住宅応急修理工事について質疑を行います。この予算措置は、受付を行った数なんでしょうか、それとも罹災証明によって出した数字なんでしょうか。全壊、大規模半壊、半壊、準半壊別に詳しく説明を求めます。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） お答えいたします。

罹災証明書の発行が7月31日現在1,216件となっておりまして、その当時に2,000件を見込んでおります。その中で大規模半壊、半壊につきまして、限度額の59万5,000円の1,200件分を見込んでおります。また、準半壊につきましては、100件分を見込んでいるところがございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 半壊の59万5,000円について、再度質問をいたします。

これは説明も受付に丁寧な説明をしていらっしゃることは承知した上でお聞きします。到底ですね、この行政のこの額では足りないわけですよ。しかし、この法律が限度額が決まっていますし、そこで条件がいっぱい付いてるんですね。畳だけなら出ないとか、電化製品出ないとか、半壊で畳の上50センチ、60センチ来てたら、ほぼ家の中はもう8割方もう全滅という状況にあるんですね。だから、やっぱりそういう被災した、特に高齢者、障がいを持った方、こういう人にどう寄り添っていくか、これが一番大事なことになってくると思います。そういう人たちに対して相談に来られる、また制度が分からなくて、罹災証明は出したけれども、相談に来られないお年寄り、そういう方には行政、民生委員さんを通じたり、班長さん、区長さんたちを通じたりして、そこに周知徹底する、声掛けをする、そういった準備、予定はあるんでしょうか。行政というのは、基本は住民の申請主義でありますので、あくまでも申請に来なければ出さないと、支援を受けられないという考えでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） この応急修理につきましては、大変複雑な修理内容、あるいは制度となっております。熊本県のほうに対しましても、応急修理の対象幅が広

がるよう熊本県にもお願いしているところでございます。

また、8月の8日には、応急修理の制度説明会ということで、事業者向けの説明会を行っております。また、発災後の7月の6日等については、防災無線で写真等の撮影とか、応急修理の支援内容とかの説明を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） この制度をですね、先ほど川尻議員の質疑の中で、商工観光課の釜課長が答弁された、商工業振興費、また観光費等、町独自の素晴らしい支援をなさっているのは、もう非常に評価できると思います。

ここで、町長にですね、今回、一般質問がないので、ちょっとここで質疑というか、ちょっとお聞き願いたいなと、最後に思います。この制度は、先ほど課長答弁で、ものすごく複雑でいろいろな条件が付いていると。しかし、但し書きで原則としてという表現があるんですね。原則というのは、例外というものもあると思うんです。その例外の部分を担当課はもう本当に引き出して、どれかを当てはめると。そこでも漏れる、そこでも漏れた年間所得が70万円以下の高齢者だとか、そういった低い所得で一生懸命、この町で生きてきた人たちに対して、この商工観光課がやっているような町独自のですね、救済方法を、ここが政治の出番だと思います、町長。行政の職員は、やっぱり行政の言われたとおり執行するのが責務です。しかし、我々は政治家です。政治家は、どうやってそういう困窮者を助けるか、それで竹崎町長は今までも独自の支援で、やっぱり福祉を日本一の自治体と自負できるほど、効果を出していらっしゃいます。ぜひ今回、もう本当に危機です。危機的な状況の人たちがいますので、何とか考えていただきたいと思いますけど。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） よく分かりました。

しっかり対応していきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。前田君。

○9番（前田徹一君） 今の坂本議員の質問に関連なんですけれども、罹災証明書が出るまで、かなり期間がありまして、だけど生活している人は即、そういう応急費が出るのは知らずに、全部交換したりなんかしているのがあるんですよ。そういうところはどうなるのかなというのをですね、やっぱりいろんな方法で広報していただきたいなというふうに思っております。

それが1点と、あと、総務費のほうで防犯カメラが増設となっておりますけど、どのくらいの増設かと、今現在、芦北町に何台ばかりの防犯カメラが設置してあるのかなということ。

あとはですね、衛生費のほうで、インフルエンザの予防接種、これは全額負担ということでですね、大変いいことだなというふうに思っております。昨年度の対象者の方々から、もう期限切れで補助金はありませんとか言われた人がいるらしくて、本年度はいつからいつぐらいまでの期間でインフルエンザの予防をしたらいいのかなということ。

あとは、農林水産費のほうで、小災害の災害が本年度は何件あったのかなということをお聞きしたいと思います。

あとは、22ページの屋外グラウンドですね、どこのグラウンドであって、今の現状をですね、教えていただきたいと思います。どうぞ。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） お答えいたします。

先ほどの応急修理につきましては、坂本議員でも答弁いたしましたけど、7月の6日には防災無線等で周知を行っております。また、7月13日、あとはホームページ等でも周知を行っているところでございます。

また、8月8日にはですね、事業者向けの説明会等も行っておりますので、周知については十分行っていると考えております。

事前着工したものについては、対象外ということになりますので、全体的に修理としますと、何百万円という金額がかかります。支払いが済んだもの以外に、59万5,000円とか、30万円を充てていただくよう説明をしているところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 防犯カメラの件について、お答えをいたします。

町内の防犯カメラの設置数ということでございましたが、これは民間、個々の家庭で付けてございますので、総数自体は当然把握ができないわけございまして、本事業が本年度から始まってございますので、その事業で設置された台数につきましては31ということで把握をしてございます。

また、今回の予算の増額に対しては、13件の申請を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君） インフルエンザについて、お答えいたします。

インフルエンザの接種期間は10月から12月までの3カ月間となっておりますので、今度の広報紙でも御紹介いたしますけれども、予約をしていただいて接種を

していただくという形になります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） お答えいたします。

予算書にあります小災害復旧事業補助金1,250万円につきましては、1件当たり25万円の50件分を想定した予算となっております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） 屋外運動場の災害復旧について申し上げます。場所につきましては、交流グラウンド、総合グラウンドですね。あわせて、湯浦運動場、田浦運動場の3カ所というふうになります。それぞれ土砂堆積等がありますので、整備を行うものでございます。

○議長（宮尾秀行君） 前田君。

○9番（前田徹一君） 先ほどの災害応援のことなんですけれども、それでもですね、どうしても終わっているところがあるんですよ。広報されておってもですね、後から何かいろんなのが追加があったり何かしてですね、もう本当にかかなりあります、終わっているところが。そういうところに対してどうしてくれるのかなということです。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 応急修理につきましては、既に支払い等が終わっている場合については支払うことができませんけど、支払いは待っていただいて、町との契約後に支払いを行うということで、支払いが既に済んでいる場合には対象外となりますけど、支払いが済んでない場合については、町のほうから支給するようにしております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） もう一回、答弁しますか。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 今後、個別に相談させていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 前田君。

○9番（前田徹一君） やっぱり個別にですね、相談に応じていただきたいなと思います。もう写真を提出とかいってもないでしょう。そういうのをどうするのかということですね。ぜひ相談に乗っていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 先ほど質問しましたけど、13ページにですね、復旧・復興推進費ということで、委託料200万円計上してございます。大事なことでござ

いますが、第1回の芦北町復興推進本部会議というのが18日の日に行われておりまして、その通知も来ましたが、まずはこの組織を見ますとですね、本部長、町長、副本部長、副町長、それから教育長あるいは各課長14名、それからアドバイザー、熊本県ということで、所管が総務課でされておりますが、問題は今回かなり広い広範な災害が起きましたので、地域の要望をいろんな検証したときに、出てくるんじゃないかなと思いますけども、いつ頃までにこれをまとめて、それで住民あるいは地域のそういう要望、意見というのは、どのような形で吸い上げられるのか、この課だけで見ますと、そういう見落としがあったりですね、後で追加があったりすると思うんですけど、これは委託されますので、いつ頃までこれはされる計画なんですか。

それと、先ほど言いました、住民とか地域の意見とか、そういうものはどのようにされるのか、くみ取られるのかなと思ってですね、それをお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

復旧・復興計画の策定につきましては、今おっしゃっていただきました本部会議がございます。実際の事務に関しましては、復旧・復興推進室がその実務を担ってまいります。復旧・復興計画につきましては、年内を目途に議会の皆様方に骨子をお示しをさせていただこうというふうに思っております。また、その後にパブリックコメントを経た上で正式な計画としてですね、オーソライズをしていきたいというふうに考えているところでございます。

住民の参画とかですね、そういったものについてですけれども、本部会議で策定作業をやるということではなくて、計画策定に係る推進会議をですね、地域の地域の方々とかですね、事業者の方々に参画をいただいて組成をしようというふうに今考えてございます。また、熊本市内あたりの大学の先生あたりに、その計画策定の委員として参画いただく中で、総合的なですね、復旧・復興のプランを描いていきたいというふうに考えてございます。

また、被災された方ですね、住民の方、あるいは事業者の方、たくさんいらっしゃいますけれども、そういった方々に対しましてですね、被災者のヒアリングということで現地を回ってさせていただく中で、計画に反映させるものがあればですね、きちっと反映をさせていきたいというふうなことで考えてございます。

また、この委託料についてですけれども、基本は職員とか、携わる方々で作っていくんですけれども、やはりこれまでの被災状況の取りまとめとかですね、かなり広範にわたりますので、そういった状況の取りまとめも今回の復旧・復興計画の中に位置づけていきたいと、きちっと記していきたいというふうに考えてございます。

ので、そちらの部分について委託というものも考えてございますし、総合的な策定支援というものをお願いしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

続けていきたいと思います。

————○————

第17 議案第50号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第17、議案第50号「令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第50号、令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1,929万5,000円を追加し、総額を23億3,366万円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

予算書の7ページになります。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金の1,929万5,000円は、介護給付費及び地域支援事業交付金について、当初の見込みよりも事業実績が減ったことに伴い、国庫負担金等を償還するものでございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金429万円は、事業実績が見込みよりも増加したことに伴う追加交付分です。

款8項1目1繰越金は、前年度繰越金を先ほど説明いたしました歳出に充当するものでございます。

以上で、芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第５０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第１８ 議案第５１号 令和２年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第１８、議案第５１号「令和２年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第３号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 議案第５１号、令和２年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第３号）について、御説明いたします。

今回の補正は、令和２年７月豪雨に対する緊急対応及び新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策の一環として、予算の総額に歳入歳出それぞれ２,４６４万７,０００円を追加し、総額を１億４,８９７万円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明します。

予算書７ページをお願いします。

款１温泉運営費、項１運営費、目４大野温泉センター運営費の補正額２,０１８万２,０００円は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大野温泉センターを閉館することに協力していただいたことに対する協力金です。

款１温泉運営費、項２豪雨災害対策費、目１豪雨災害対策費の補正額４４６万５,０００円は、被災した計石温泉センターのフェンス及び大野温泉センターのグラウンドゴルフ場の災害復旧に要する経費です。

歳入につきましては６ページになります。

款３繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金２,４６４万７,０００円は、先ほど説明しました歳出に充当するものです。

以上で、芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第３号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第５１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第１９ 議案第５２号 令和２年度芦北町水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第１９、議案第５２号「令和２年度芦北町水道事業会計補正予算（第３号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第５２号、令和２年度芦北町水道事業会計補正予算（第３号）について、御説明します。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中、７月豪雨災害で被災した町民の生活費負担軽減、並びに事業者の事業費負担軽減を図るため、７月使用分の８月水道料金全額を免除し、同額を一般会計から補助として受け入れることから補正を行うものです。

予算書の１ページをお開きください。

第２条で収益的収入の補正を行っています。

款１水道事業収益、第１項営業収益の２,１５７万５,０００円の減額は、４,９８９戸の７月に使用した８月請求分の水道料金を全額減免するものです。

第２項の営業外収益の２,１５７万５,０００円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策、及び７月豪雨の災害対策として水道料金を減免したことに対し、一般会計からの補助金を受け入れるものです。

２ページが収益的収入実施計画、３ページが明細書となります。

以上で、議案第５２号の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第20 議案第53号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第20、議案第53号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第53号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、令和2年7月豪雨災害に伴い、災害対策基本法または大規模災害からの復興に関する法律に基づき、他の自治体から中長期に派遣される職員に対し、災害派遣手当を支給するために改正するものです。

他自治体より災害の復旧業務等のために派遣される職員で、現住所または居所を離れて本町や近隣に滞在する派遣職員を対象としております。

災害派遣手当の額は、国の定める基準に基づきまして、滞在した日、1日につき6,620円を超えない範囲で支給をするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和2年9月1日から適用するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第21 議案第54号 町道の路線認定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第21、議案第54号「町道の路線認定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第54号、町道の路線認定について、御説明申し上げます。

路線番号418、路線名、大矢線の認定についてでございますが、本路線は県道水俣田浦線の道路改良に伴い、旧道となる区間を県道から移管されることにより、町道として認定するものでございます。

路線の概要について、御説明申し上げます。

添付しております図面を御参照ください。

起点、芦北町大字女島字宮丸、終点、芦北町大字女島字大丸で、延長217メートル、平均幅員4メートルの路線となります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第22 議案第55号 財産の取得について

○議長（宮尾秀行君） 日程第22、議案第55号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第55号、財産の取得について、御説明申し上げます。

本議案は、芦北町立小学校スクールバス購入に係る契約となります。

- 1 契約の目的 芦北町立小学校スクールバス購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 3,182万円

なお、落札率は99.4%となっております。

- 4 契約の相手方 葦北郡芦北町大字芦北2782番地23

有限会社芦北自動車 代表取締役 田口 剛

財産の取得の概要について、御説明申し上げます。

令和2年7月豪雨において、小学校のスクールバスが被災をいたしまして、使用ができなくなったため、新たに佐敷小学校のスクールバス3台と、湯浦小学校のスクールバス1台を購入するものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

業者選定につきましては、指名願を提出している町内の車両販売業者、全10社を指名いたしました。

入札は8月27日に執行し、仮契約を翌日の8月28日に行っております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 今回、公用車においては、相当なダメージがあったわけでありすけども、専決でも購入しておりますが、専決で購入したのとは違うんでしょう、これ。

○議長（宮尾秀行君） それで1回質疑しますか。白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

専決で御議決いただいたものを、今回、契約案件ということで議案の承認を得るものでございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 台数が4台とあったものですから、そうかなと思いました。

では、要するにここは車庫に置いてあったんでしょう、どこかの。一律して、湯浦はどこ。今、計石のフェリー着き場に置いてありますよね。並んでいますよね。だから、もしものときに備えてですよ、やっぱり高台なら高台を1カ所にまとめて、今度は置くとか、風も来ないところに置くとか、そういうことに備えを準備万端にすることが大事と思いますが、いかが考えますか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 議員さんの御指摘のとおりですね、今回、豪雨災害で大変な被害を受けましたので、台風接近でありますとか、大雨が見込まれるときには、バスを避難して、あるところに避難させておくという措置をですね、今取っているところでございます。具体的には、計石のフェリー乗り場といいますか、あそこにありますとか、青少年の家の駐車場等をお願いして避難を現在もしているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） いやいや、例えば夜中に、夜半過ぎにそういうのがあったときに、直しに行きますか。そういうのが往々にしてあるじゃないですか。だから、1カ所にここというのを決めて、もうそこから委託業務のオペレーターなんか、そこに通っていくような、そういう措置を万全に取ったほうがいいんじゃないですか。災害が起きようとするときに、台風が来ようとするときに、そこに直しますとかじゃなくて、固定をすればいかがですかという提案をしたんですけども。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 公用車全般の車両の置き場所ということでよろしいでしょうか。用地の問題等もございますので、今後検討はしてみたいというふうに思います。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２３ 議案第５６号 財産の取得について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２３、議案第５６号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第５６号、財産の取得について、御説明申し上げます。

本議案は、芦北町立中学校スクールバス購入に係る契約となります。

１ 契約の目的 芦北町立中学校スクールバス購入

２ 契約の方法 指名競争入札

３ 契約の金額 １，９０２万円

なお、落札率は９９．３％となっております。

４ 契約の相手方 葦北郡芦北町大字芦北２７８２番地２３

有限会社芦北自動車 代表取締役 田口 剛

財産の取得の概要について、御説明申し上げます。

令和２年７月豪雨におきまして、佐敷中学校のスクールバス２台とスクールカー１台が被災し、使用ができなくなったため、新たにスクールバス２台、スクールカー１台を購入するものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

業者選定につきましては、指名願を提出している町内の車両販売業者、全１０社を指名いたしました。

入札は８月２７日に執行し、仮契約を翌日の８月２８日に行っております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第５６号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第24 議案第57号 財産の取得について

○議長（宮尾秀行君） 日程第24、議案第57号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第57号、財産の取得について、御説明申し上げます。

本議案は、芦北町総合コミュニティセンター新設に伴う備品購入に係る契約です。

- 1 契約の目的 芦北町総合コミュニティセンター新設に伴う備品購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1,446万5,000円

なお、落札率は45.5%となっております。

- 4 契約の相手方 熊本県八代市平山新町4870番地1

金剛株式会社 八代営業所 所長 吉本文昭

財産の取得の概要について、御説明申し上げます。

芦北町総合コミュニティセンターの新設に伴い、事務室、エントランスなどに事務用の机、椅子、書庫など、合計117品目の備品を購入するものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

業者選定につきましては、本町に納入実績があり、事務用備品のレイアウトの提案から納品までを一貫して行うことができる県内の専門業者4社を指名をいたしました。

入札は9月3日に執行をし、仮契約を翌日の9月4日に行っております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第５７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２５ 議員派遣の件

○議長（宮尾秀行君） 日程第２５「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第１００条及び会議規則第１２５条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議席に配付のとおり、議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合は、議長一任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議長一任することに決定しました。

—————○—————

第２６ 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第２７ 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第２８ 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第２９ 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第３０ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君） 日程第２６から日程第３０までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午後1時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員